

令和6年第1回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	3
第1日 2月20日(火曜日)	
○議事日程	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した者の職氏名	7
開会(午前8時58分)	8
○開会の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第10号、議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	52

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第17号～議案第21号の一括上程、説明	67
○次会日程の報告	76
○散会の宣告	76
散 会 （午後 1時50分）	76

第10日 2月29日（木曜日）

○議事日程	77
○出席議員	77
○欠席議員	77
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
○職務のため出席した者の職氏名	78
開 議 （午前 9時00分）	79
○開議の宣告	79
○議案第17号～議案第21号の委員長報告、討論、採決	79
○町長挨拶	81
○閉会の宣告	82
閉 会 （午前 9時09分）	82

令和6年第1回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和6年2月20日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度千代田町一般会計補正予算（第7号））
- (2) 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度千代田町一般会計補正予算（第8号））
- (3) 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- (4) 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (5) 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例
- (6) 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (7) 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (8) 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (9) 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (10) 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例
- (11) 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- (12) 町道路線の廃止について
- (13) 町道路線の認定について
- (14) 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第9号）
- (15) 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- (16) 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- (17) 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (18) 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (19) 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- (20) 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- (21) 令和6年度千代田町一般会計予算
- (22) 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- (23) 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
- (24) 令和6年度千代田町介護保険特別会計予算
- (25) 令和6年度千代田町公共下水道事業会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	小	林	正	明	君
1 1 番	柿	沼	英	己	君	1 2 番	高	橋	祐	二	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和6年第1回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年2月20日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度千代田町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度千代田町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 5 議案第 1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 6号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 7号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 8号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第12号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議案第13号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第14号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第15号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第16号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 1 同意第 1 号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 発議第 1 号 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和 6 年度千代田町一般会計予算
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和 6 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 令和 6 年度千代田町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 令和 6 年度千代田町公共下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	金 子 浩 二 君	2 番	橋 本 博 之 君
3 番	原 口 剛 君	4 番	大 澤 成 樹 君
5 番	酒 卷 広 明 君	6 番	橋 本 和 之 君
7 番	大 谷 純 一 君	8 番	森 雅 哉 君
9 番	川 田 延 明 君	1 0 番	小 林 正 明 君
1 1 番	柿 沼 英 己 君	1 2 番	高 橋 祐 二 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
総 務 課 長	宗 川 正 樹 君
企画財政課長	須 永 洋 子 君
会計管理者 兼税務会計課長	茂 木 久 史 君
住民福祉課長	高 田 充 之 君
健康子ども課長	久 保 田 新 一 君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	下 山 智 徳 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君

教育委員会 教務局長	森田晃央君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗原弘明
書記	池上大貴
書記	大川智之

開 会 (午前 8時58分)

○開会の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の承認2件、規約変更1件、条例改正8件、町道廃止・認定2件、補正予算5件、人事案件1件、議員発議1件、令和6年度予算5件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和5年度10月分から12月分までが監査委員よりなされております。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

また、田島教育長においては欠席届が提出されて、本日欠席となることを報告いたします。

以上で諸般の報告を終わりにします。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

11番 柿 沼 議員

1番 金 子 議員

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋祐二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日から29日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日から29日までの10日間と決定いたしました。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第22まで議了し、日程第23から日程第27までの予算案件については、町長の提案説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

たします。

なお、各課長、局長からの予算説明については、この後設置予定の予算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の経済対策による低所得世帯支援について、今年の夏以降、1世帯当たり3万円の支援を開始しておりますが、更に1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計で10万円の支援を行うこととされました。

また、年内の予算化及び早期給付が求められたことから、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度千代田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,250万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,928万2,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として7,250万円を追加いたしました。

歳出では、総務費・総務管理費の物価高騰対応地方創生事業費に、低所得世帯支援となる電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に係る事業費を追加いたしました。

また、事業費7,258万2,000円に対して、歳入が8万2,000円不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の経済対策が拡充されたことにより、低所得世帯支援では、新たに低所得者の子育て世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付が決定し、2月から3月の給付開始が求められるとともに、推奨事業においても、新たな事業を追加する必要が生じました。

また、県のリトリート補助事業について、交付決定を受けたため、年度内に事業を完了させる必要があります。

更に、能登半島地震の発生を受け、本町の支援として石川県へ寄附を行うため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度千代田町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,513万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,441万8,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として5,359万6,000円を、商工費県補助金にはリトリート環境整備補助金154万円を追加いたしました。また、寄附金では、ふるさと応援寄附金を1,000万円追加いたしました。

歳出では、総務費・総務管理費の物価高騰対応地方創生事業費に、低所得世帯支援となる電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に係る事業費を追加いたしました。これは、低所得者

の子育て世帯に、児童1人当たり5万円の子ども加算と、住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円の支給を行うものであります。なお、今年度中の事業完了が見込めないため、翌年度へ繰越しを行っております。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が拡充されたことから、エネルギー価格等の高騰に対する事業者支援となる介護及び障害事業所物価高騰対策支援事業及び医療機関物価高騰対策支援事業に係る事業費を追加いたしました。

商工費では、観光振興事業に係る事業費を追加いたしました。これは、リトリート事業として、光恩寺の竹林遊歩道を整備する工事費となります。

消防費では、能登半島地震により甚大な被害を受けた石川県に対し、本町としてできる支援の一つとして、令和5年度に石川県の皆様からいただいたふるさと納税のうち、返礼品等の経費を除いた金額である1,000万円を寄附するため、災害対策事業を追加いたしました。

また、事業費6,616万3,000円に対して歳入が102万7,000円不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、共同設置をしている団体の負担金の算出方法について、算出基礎となる対象職員数の明確化を図るとともに、新たな団体割負担金の新設を行うことのほか、令和6年4月1日から共同設置する団体に富岡市及び榛東村が加入するため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第6、議案第2号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第2号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、新たに開始されるサービスについて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、その手数料を規定するものであります。

千代田町手数料徴収条例の改正の主な内容ですが、令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、住民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため、全国の市町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報システムを構築し、本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付や、戸籍電子証明書、提供用識別符号等の発行が開始することに伴い、この手数料を定める規定を加えるものであります。

条例の施行日については、令和6年3月1日となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） ちょっと確認なのですが、この磁気ディスクの漢字ですね。上のほうの「磁器ディスク」と下のほうの「磁気ディスク」がちょっと違うようなのですが、これはこれでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

磁気ディスクの文言につきましては、上の「磁器ディスク」の「器」が誤りでございまして、下が正しいものとなります。訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第7、議案第3号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第3号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が令和6年度から令和8年度を計画期間として策定されることとなることから、本条例第2条において規定している保険料率の年度を同様に「令和6年度から令和8年度までの各年度」に改め、国の規定に準じ、保険料率区分を現行の9区分から13区分に多段階化及び保険料率を改正するものであります。なお、保険料の基準額は同額であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第8、議案第4号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第4号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援の事業が利用者へ適切に提供できるよう、事業所の人員及び運営に関する基準を定めている本条例を改正するものであります。

先般、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き、令和6年4月1日付で改正施行されることとなったことから、これに準じた条例の所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第4号につきまして、詳細説明を申し上げます。

介護保険サービスにおける居宅介護支援事業者は、当該基準条例において、事業を実施する上での従業者の人員や運営上の基準を定められ、それに沿って介護保険サービスを提供することとなっております。

今般、上位法令である基準省令が令和6年4月1日付で改正されることとなったことから、当該条例においてもそれに対応した条例改正を行うものであります。

ここからは、資料の新旧対照表をご覧ください。ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数につきまして、1ページ、第5条でございます。1人の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが受け持てる利用者数は、要介護の方及び要支援の方の0.5人換算の合算で35人の基準が設定されておりますが、改正後は基準を緩和し、要支援者数に3分の1を乗じた数を加えた人数が44人までに対して1人のケアマネジャーとなります。

同条3項では、既定の情報処理システムを活用し、事務職員を配置している場合は、同様に基準を49人とする規定を新設いたします。

管理者の兼務範囲の明確化につきまして、2ページ、第6条でございます。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における事業所、施設でなくても差し支えない旨を明確化いたします。

公正中立性の確保のための取組みの見直しにつきまして、2ページ、第7条でございます。事業者の負担軽減を図るため、同条第2項の一部を3項に新設し、利用者に説明し理解を得ることを努力義務といたします。

身体的拘束等の適正化の推進につきまして、4ページから5ページにかけて、第16条第3号及び第4号でございます。居宅介護支援の提供に当たり、利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、利用者の行動を制限する行為を行ってはな

らない規定及びやむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その対応や理由等を記録しなければならない規定を新設いたします。

また、7ページから8ページにかけて、第32条第2項第3号では、その記録を5年間保存することの規定を新設いたします。

指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングにつきまして、5ページから6ページにかけて、第16条第17号でございます。ケアマネジャーは、1か月に1回利用者に面接し、モニタリングを行うこととなっておりますが、利用者等に同意を得ていることで居宅を訪問する面接を2か月に1回、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用して面接することができるよう緩和いたします。また、テレビ電話装置等を活用したモニタリングで把握できない情報については、居宅サービス事業者から提供を受けることを規定しております。

書面掲示規制の見直しにつきまして、6ページから7ページにかけて、第25条でございます。居宅介護支援事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要やケアマネジャーの勤務体制等、利用申込み者が事業所選択に資する重要事項を掲示、または閲覧できるよう備え付けなければならないこととなっている規定になっておりますが、加えて、その重要事項を原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を新設いたします。

続きまして、議案書の最後、附則をご覧ください、第1条、施行期日は、令和6年4月1日からの施行といたします。また、第2条では、経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第9、議案第5号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第5号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定介護予防支援の事業が利用者へ適切に提供できるよう、事業所の人員、運営及び支援の方法に関する基準を定めている本条例を改正するものであります。

先般、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き、令和6年4月1日付で改正施行されることとなったことから、これに準じた条例の所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第5号につきまして、詳細説明を申し上げます。

介護保険サービスにおける介護予防支援事業者は、当該基準条例において、事業を実施する上での従業者の人員や運営上の基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定められ、それに沿って介護保険サービスを提供することとなっております。

今般、上位法令である基準省令が令和6年4月1日付で改正されることとなったことから、当該条例においてもそれに対応した条例改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、管理者の兼務範囲の明確化、書面揭示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、以上4項目は議案第4号の改正内容と重複いたしますので、項目ごとの説明は省略させていただきます。

ここからは、資料の新旧対照表をご覧ください。介護予防支援の円滑な実施につきまして、複数の条文に関連がございますが、初めに1ページ、第5条でございます。介護予防支援の提供に当たる必要な数のケアマネジャーを置くことの規定を新設いたします。

次に、第6条でございます。1ページから2ページにかけて、第3項に、介護予防支援事業者が置かなければならない常勤の管理者は、確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合を除き、主任ケアマネジャーでなければならない規定を新設し、第4項に、管理者は、同一の事業所のほ

かの職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならない規定を新設いたします。

次に、2ページ、第7条でございます。第2項では、介護予防支援の提供の開始に際し、介護予防サービス計画作成の方針や、利用者の希望に基づき作成されることなどを説明し、理解を得ることとなっておりますが、「利用者又はその家族に対し」の文言を追加し、対象を明示いたします。第3項では、担当職員を明示いたします。

次に、3ページ、第13条でございます。介護予防支援事業者は、通常の事業実施地域以外の居宅にて介護予防支援を行う場合、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の説明を行い同意を得ることで、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる規定を新設いたします。

次に、9ページから10ページにかけて、第33条第33号でございます。介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画検証のため、市町村長からの情報提供の求めに応じなければならない規定を新設いたします。

続きまして、議案書の最後、附則をご覧ください、第1条、施行期日は、令和6年4月1日からの施行といたします。また、第2条では、経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第10、議案第6号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第6号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業が利用者へ適切に提供できるよう、介護サービスの種別ごとに事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定めている本条例を改正するものであります。

先般、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き、令和6年4月1日付で改正施行されることとなったことから、これに準じた条例の所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第6号につきまして、詳細説明を申し上げます。

介護保険サービスにおける地域密着型サービス事業者は、当該基準条例において、事業を実施する上での従業者の人員や事業所の設備、運営上の基準に関する基準を定められ、それに沿って介護保険サービスを提供することとなっております。

今般、上位法令である基準省令が令和6年4月1日付で改正されることとなったことから、当該条例においても、それに対応した条例改正を行うものでございます。

ここからは、資料の新旧対照表をご覧ください。条例の構成上、地域密着型サービス9種の介護サービスごとに章立てし、人員、設備及び運営の規定を定めていますことから、準用条文の説明は省略をいたします。

初めに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、2ページ、第7条でございまして、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における事業所、施設でなくても差し支えない旨を明確化いたします。

身体的拘束等の適正化の推進につきまして、3ページ、第24条でございまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、利用者の行動を制限する行為を行ってはならない規定及びやむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その対応や理由等を記録しなければならない規定を新設いたします。

また、4ページ、第42条第2項第5号では、その記録を5年間保存することの規定を新設いたします。

書面掲示規制の見直しにつきまして、3ページ、第34条でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要や従業員の勤務の体制等、利用申込み者が事業所選択に資する重要事項を掲示、または閲覧できるよう備え付けなければならない規定になっておりますが、加えて、その重要事項を原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を新設いたします。

続きまして、夜間対応型訪問介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化及び身体的拘束等の適正化の推進につきまして、5ページから6ページにかけて、第48条及び第51条でございますが、前述の改正内容と重複することから、改正内容の説明は省略をいたします。

なお、以降の各サービスにおいても同様の改正がございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、地域密着型通所介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、7ページ、第59条の4でございます。身体的拘束等の適正化の推進につきまして、8ページ、第59条の9及び第59条の19第2項第3号でございます。

続きまして、療養通所介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、10ページ、第59条の26でございます。身体的拘束等の適正化の推進につきまして、10ページ、第59条の32及び11ページ、第59条の39第2項第4号でございます。

続きまして、単独型・併設型認知症対応型通所介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、11ページから12ページにかけて、第62条でございます。

続きまして、共用型認知症対応型通所介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、12ページから13ページにかけて、第66条でございます。

続きまして、認知症対応型通所介護に関する項目として、身体的拘束等の適正化の推進につきまして、13ページ、第70条及び14ページ、第79条第2項第3号でございます。

続きまして、小規模多機能型居宅介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、15ページから16ページにかけて、第83条でございます。

身体的拘束等の適正化の推進につきまして、16ページから17ページにかけて、第92条第7号でございます。身体的拘束等の適正化を図るため、適正化対策を検討する委員会の設置、指針の整備、介護職員等への研修の実施を義務づける規定を新設いたします。

介護現場の生産性の向上につきまして、17ページから18ページにかけて、第106条の2でございます。介護現場の生産性向上の取組みを推進する観点から、利用者の尊厳や安全を確保しつつ、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定を新設いたします。

続きまして、認知症対応型共同生活介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につつま

して、19ページ、第111条及び第121条でございます。

協力医療機関との連携体制の構築につきまして、19ページから20ページにかけて、第125条でございます。第2項では、利用者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること及び事業所からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していることを要件に、協力医療機関を定めるよう努める規定を新設し、第3項では、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状急変時の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該事業所の指定を行った町長に届け出なければならない規定を新設し、第6項では、利用者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所へ速やかに入居させることができるよう努める規定を新設いたします。

新興感染症発症時等の対応を行う医療機関との連携につきまして、同じく第125条でございます。第4項では、新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることの規定を新設し、第5項では、第125条第2項で規定する協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症発生時等の対応について協議することを義務づける規定を新設いたします。

続きまして、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する項目として、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化につきまして、22ページから23ページにかけて、第130条でございます。第11項にテクノロジーの活用等により利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組みに当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組みにより、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる各号に全て適合する特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、利用者3人に1人以上としているところを、0.9人以上と緩和する規定を新設いたします。

管理者の兼務範囲の明確化につきまして、24ページ、第131条でございます。協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携につきまして、24ページから25ページにかけて、第147条でございます。こちらは、第125条の内容と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する項目として、急変時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけにつきまして、28ページ、第165条の2でございます。緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また1年に1回以上対応方法の見直しを行うことを義務づける規定を新設いたします。

管理者の兼務範囲の明確化につきまして、28ページ、第166条でございます。協力医療機関との連携体制の構築につきまして、29ページから30ページにかけて、第172条でございます。第125条及び第

147条の改正内容と一部重複いたしますが、第1項では、入所者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること及び入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師または協力医療機関、その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していることを要件に、協力医療機関を定めることを義務づける規定を新設し、第2項では、1年に1回以上協力医療機関との間で入所者の病状急変時の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該事業所の指定を行った町長に届け出なければならない規定を新設し、第5項では、入所者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合において、再び当該施設へ速やかに入所させることができるよう努める規定を新設いたします。

新興感染症発症時の対応を行う医療機関との連携につきまして、同じく第172条でございます。こちらは、第125条及び第147条の内容と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設に関する項目として、ユニットケアの質の向上のための体制の確保につきまして、32ページ、第187条でございます。ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努める規定を新設いたします。

続きまして、看護小規模多機能型居宅介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、34ページ、第192条でございます。

身体的拘束等の適正化の推進につきまして、34ページから35ページにかけて、第197条第7号でございます。身体的拘束等の適正化を図るため、適正化対策を検討する委員会の設置、指針の整備、介護職員等への研修の実施を義務づける規定を新設いたします。

続きまして、議案書の最後、附則をご覧ください、第1条、施行期日は、令和6年4月1日といたします。また、第2条から第5条では、それぞれ経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第11、議案第7号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第7号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業が利用者へ適切に提供できるよう、介護サービスの種別ごとに事業所の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準を定めている本条例を改正するものであります。

先般、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日付で公布され、各基準省令が一部を除き令和6年4月1日付で改正施行されることとなったことから、これに準じた条例の所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第7号につきまして、詳細説明を申し上げます。

介護保険サービスにおける地域密着型介護予防サービス事業者は、当該基準条例において、事業を実施する上での従業者の人員や事業所の設備、運営上の基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定められ、それに沿って介護保険サービスを提供することとなっております。

今般、上位法令である基準省令が令和6年4月1日付で改正されることとなったことから、当該条例においてもそれに対応した条例改正を行うものであります。

ここからは、資料の新旧対照表をご覧ください。条例の構成上、地域密着型介護予防サービス3種の介護サービスごとに章立てし、人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の規定を定めており

ますことから、準用条文の説明は省略をさせていただきます。

初めに、単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、1ページ、第6条でございます。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における事業所、施設でなくても差し支えない旨を明確化いたします。

続きまして、共用型介護予防認知症対応型通所介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、2ページ、第10条でございますが、前述の改正内容と重複することから、改正内容の説明は省略をさせていただきます。

なお、以降の各サービスにおいても同様の改正がございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、介護予防認知症対応型通所介護に関する項目として、書面掲示規制の見直しにつきまして、3ページ、第32条でございます。介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要や従業員の勤務の体制等、利用申込み者が事業所選択に資する重要事項を掲示または閲覧できるよう備え付けなければならないこととなっている規定になっておりますが、加えて、その重要事項を原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を新設いたします。

身体的拘束等の適正化の推進につきまして、3ページから4ページにかけて、第40条でございます。介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、第2項第3号に、第42条に新設する身体的拘束等の記録を5年間保存することの規定を新設いたします。

また、4ページ、第42条では、介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、利用者の行動を制限する行為を行ってはならない規定及びやむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その対応や理由等を記録しなければならない規定を新設いたします。

続きまして、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、5ページから6ページにかけて、第45条でございます。

身体的拘束等の適正化の推進につきまして、6ページから7ページにかけて、第53条第3項でございます。身体的拘束等の適正化を図るため、適正化対策を検討する委員会の設置、指針の整備、介護職員等への研修の実施を義務づける規定を新設いたします。

介護現場の生産性の向上につきまして、7ページ、第62条でございます。介護現場の生産性向上の取組みを推進する観点から、利用者の尊厳や安全を確保しつつ、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定を新設いたします。

続きまして、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する項目として、管理者の兼務範囲の明確化につきまして、8ページから9ページにかけて、第72条及び第79条でございます。

協力医療機関との連携体制の構築につきまして、9ページから10ページにかけて、第83条ござい

ます。第2項では、利用者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること及び事業所からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していることを要件に、協力医療機関を定めるよう努める規定を新設し、第3項では、1年に1回以上協力医療機関との間で利用者の病状急変時の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該事業所の指定を行った町長に届け出なければならない規定を新設し、第6項では、利用者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所へ速やかに入居させることができるよう努める規定を新設いたします。

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携につきまして、同じく第83条でございます。第4項では、新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることの規定を新設し、第5項では、第83条第2項で規定する協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応について協議することを義務づける規定を新設いたします。

続きまして、議案書の最後、附則をご覧ください、第1条、施行期日は、令和6年4月1日といたします。また、第2条から第4条では、それぞれ経過措置期間を設けております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第12、議案第8号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第8号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県と連携して実施する中小企業設備近代化資金の制度融資について、法改正に伴い、事業者が保険料の上乗せによる経営者保証を外すことができるようになることに対して、群馬県信用保証協会が現行の保証料補助の算出方法を改め、補助上限を現状維持とする方針を示し、県がこれを受け入れる対応としたことから、町も同様の対応とするため、町の条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容については、第8条において定められる町の保険料負担を「2分の1」から「一部」に改めるとともに、ただし書を削るもので、施行期日については、公布の日からとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第13、議案第9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県と連携して実施する小口資金の制度融資について、返済負担の軽減措置として、平成15年度から適用している借換え制度を令和6年度も引き続き実施することが決定し、群馬県小口資金融資促進制度要綱が一部改正されることに伴い、町の条例についても県要綱で定める基準に準じる運用とするため、所要の改正を行うものであります。

改正内容については、附則第3項において定める借換え制度の期間を「平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間」から、「群馬県小口資金融資促進制度要綱附則第3項で定める期間」に改め、施行期日について、令和6年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議案第10号、議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） お諮りいたします。

この際、日程第14、議案第10号及び日程第15、議案第11号について、関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第10号 町道路線の廃止について、日程第15、議案第11号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第10号 町道路線の廃止について並びに議案第11号 町道路線の認定について、以上2議案を一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田第三工業団地造成工事に伴い、道路法に基づき6路線の廃止並びに8路線の認定を行いたく、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） 議案第10号 町道路線の廃止について並びに議案第11号 町道路線の認定につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に資料として道路網図をお配りさせていただいております。廃止と認定の2種類がございますので、対比してご覧いただければと思います。

初めに、廃止の道路網図をご覧ください。また、議案書の2枚目に廃止する路線名が記載されておりますので、併せてご覧ください。

今回の町道路線の廃止並びに認定につきましては、町長の提案理由でもありましたとおり、千代田第三工業団地造成工事に伴い、道路の延長、幅員などに変更が生じたため、一旦廃止を行った後、現状に合わせた認定を行うものでございます。

廃止する路線は、町道3-256号線、3-265号線、3-274号線、3-278号線、3-279号線、3-295号線、この6路線で、千代田第三工業団地造成事業により変更が生じるため、一旦廃止を行うものでございます。

次に、認定の道路網図をご覧いただきたいと思っております。こちら2枚目に認定する路線名が記載されておりますので、併せてご覧ください。

先ほど一旦廃止しました路線のうち、町道3-274号線、3-278号線、3-279号線、3-295号線につきましては、北側部分が工業団地の造成により宅地となるため、残った南側部分について認定を行います。

町道3-256号線と3-265号線につきましては、団地内及び外周道路として、道路拡幅などの整備が行われたことによりまして、現地に即した形で再度認定を行うものでございます。

町道3-440号線につきましては、工業団地内の新設道路として新たに認定するものでございます。

最後に、町道3-441号線につきましては、先ほど廃止しました町道3-295号線が団地造成により分断されて、北側に残りました五箇川の橋梁部について、新たな道路として認定を行うものでございます。

以上詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、議案第10号及び議案第11号の案件について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第10号 町道路線の廃止について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号 町道路線の認定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休 憩 (午前10時14分)

再 開 (午前10時30分)

○議長(高橋祐二君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋祐二君) 日程第16、議案第12号 令和5年度千代田町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第12号 令和5年度千代田町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4億6,253万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,695万2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末を控え、各課局において予算を精査したことから、全般的な減額補正となっております。

それでは、補正の概要について申し上げます。まず、歳入では、主に町税、交付金及び寄附金を追加する一方、国庫支出金及び県支出金などについて、実績や額の確定によりそれぞれ減額いたします。

次に、歳出であります。年度末ということで全般的に一般経費や工事費等を精査し、執行残と見込まれる不用額の補正を行ったことから、ほぼ全科目で減額となっております。総務費の財産管理費においては、歳入と歳出の差から生じる余剰金を積み立てるための基金積立金を追加いたします。

また、今年度中の事業完了が見込めない8事業について、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋祐二君) 須永企画財政課長。

○企画財政課長(須永洋子君) それでは、議案第12号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費の補正につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正をご覧いただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費の新規工業団地造成事業では、治水協議資料作成業務委託料となります。

3 項戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワーク事業及び戸籍電算化事業は、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記等するためのシステム改修委託料となります。

4 款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、3 月まで事業を実施いたしますので、翌年度精算となる接種委託料等となります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費の1 丁目、道路新設改良整備事業では、町道1-313号線の側溝新設工事費となります。

次の市町村道路整備事業では、都市計画道路延伸に係る工事費となります。

4 項都市計画費の公園管理事業では、ふれあいタウン南及び西の複合遊具の修繕料となります。

10 款教育費の共同調理場施設管理事業では、自家用電気高圧ケーブルの更新工事となります。

それぞれの事業において年度内の完了が見込めないため、翌年度に記載の金額を繰越明許するものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、第3 条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は、第3 表の債務負担行為補正で定めておりまして、8 ページをご覧いただきたいと思っております。債務行為負担は、地方自治法に基づき、翌年度以降にわたる債務について、事業名、期間、限度額について設定するものです。令和6 年度事業を年度当初より速やかに実施するため、表に記載の事業について令和5 年度中の入札執行を予定しておりますが、入札は令和6 年度の予算執行行為であることから、その根拠として債務負担行為の設定を行うものです。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、12、13 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。1 款町税、1 項町民税では、個人所得額が当初の見込みよりも増加傾向であったため、1,000 万円を追加いたします。

2 項固定資産税では、農地や山林から雑種地への地目変更が増加したことや、大規模な非木造家屋の追加があったこと等により、4,151 万6,000 円を追加いたします。

3 項軽自動車税、4 項町たばこ税、おめぐりいただきまして、14、15 ページへお進みいただきまして、5 項都市計画税につきましても、収入見込額の増加によりそれぞれ記載の金額を追加いたします。

9 款地方特例交付金では、県より交付金の見込額が示されたため198 万3,000 円を増額いたします。

次に、10 款地方交付税では、普通交付税を3,977 万2,000 円追加いたします。これは、交付税の再算定が行われたことから、追加交付分を増額するものでございます。

16、17 ページをお願いします。下段になりますが、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金の3 節障害者自立支援給付費負担金では、決算見込みによる歳出増に伴い、記載の金額を追加いたします。

その下、4 節児童手当交付金では、交付決定額が示されたため3,830 万3,000 円を減額いたします。

2 目衛生費国庫負担金では、コロナワクチン集団接種の終了の見通しがついたため、新型コロナウ

イルスワクチン接種対策費国庫負担金を965万円減額いたします。

18、19ページをお願いいたします。次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度補助金をマイナンバーカード申請、交付、補助事業の決算見込みによる歳出減に伴い501万3,000円減額いたします。

2つ下の3目衛生費国庫補助金、1節感染症予防事業等補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を279万円減額いたします。こちらもコロナワクチン集団接種終了の見通しがついたことによるものでございます。

3節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、歳出減に伴う減額となります。

20、21ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節の障害者自立支援負担金及びその下5節の児童手当県負担金では、先ほどの国庫負担金と同様の理由により、増額ないし減額するものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、3節社会福祉費補助金では、決算見込みによる歳出減に伴う減額となります。

3目衛生費県補助金、1節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、先ほどの国庫補助金と同様の理由により減額いたします。

22、23ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金、1節農業委員会費補助金では、農地利用最適化推進委員の活動のうち、成果払いの部分が認められたため、農地利用最適化交付金を234万8,000円追加いたします。

その2つ下の3節林業費補助金では、交付決定に基づき減額いたします。

24、25ページをお願いいたします。中段の17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、増収見込みに伴い5億円を追加いたします。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、12月の補正予算（第6号）において、財源不足により財政調整基金から4,000万円を繰り入れましたが、今回、財源不足が解消されたため繰入金を減額いたします。

4目公共施設建設基金繰入金では、補正予算（第1号）において、財源不足により公共施設建設基金から1,297万円を繰り入れましたが、財源不足が解消されたため同額を減額いたします。

26、27ページをお願いします。中段になります。20款諸収入、5項雑入では、説明欄の上から6番目の公有建物罹災共済金では、町民体育館の大屋根防水シート改修工事に対する共済保険金ですが、工事費が精査により減額となりましたため減額いたします。

3つ下の教育講座参加者負担金では、高齢者教室等の負担金が減額となっております。

21款1項町債、2目総務債では、脱炭素化推進事業債を20万円減額いたします。これは、町有自動車管理事業が減額になったことによるものです。

おめくりいただきまして、28、29ページへと続いておりますが、3目農林水産業債では、地域活性

化事業債を40万円減額いたします。これは、小規模農村整備事業が減額になったことによるものです。

その下、5目消防債では、緊急防災・減災事業債を120万円減額いたします。これは、災害対策事業が減額になったことによるものです。いずれも起債対象事業費の入札減等による借入額の減額となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。歳出の補正につきましては、主に事業の終了や工事等の入札減、また物件費をはじめ扶助費や負担金など各事業の経費を精査し、不用額が生じると見込まれるものにつきましては減額補正となっております。

それでは、主に増加した項目を右側説明欄によりご説明いたします。34、35ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、基金積立金に6億793万4,000円を追加いたします。内訳を申し上げますと、財政調整基金に3,800万円、減債基金に2,001万2,000円、公共施設建設基金に2万8,000円、義務教育施設改築基金に4億9,989万4,000円、利根川新橋周辺開発基金に5,000万円を積み立てるものでございます。

その下、5目企画費、3つ目の丸、情報システム事業では、下から6行目の業務委託料に147万4,000円を追加いたします。これは、機構改革に伴う町ホームページ修正業務及び情報システム設定業務に係る委託料となります。

38、39ページをお願いいたします。11目まち・ひと・しごと創生事業費、3つ目の丸、人の交流促進事業では、ふるさと応援寄附金制度充実事業に7,500万円を追加いたします。これは、ふるさと応援寄附金の受入れが順調であることから、返礼品の予算を増額するものであります。

ページが飛びまして、48、49ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、1つ目の丸、障害者自立支援事業に299万1,000円を追加いたしますが、これは支出見込みから各事業費を追加するもので、国、県より事業費の約4分の3が負担金として交付されます。

その下、3目高齢者福祉費では、50、51ページへお進みください。1つ目の丸、後期高齢者対策事業では、療養給付費負担金に319万8,000円を追加いたします。これは、前年度の負担金確定に伴う精算納付分となります。

おめくりいただきまして、52、53ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費では、児童手当支給事業を決算見込みにより3,000万円減額いたします。

56、57ページへお進みください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費ですが、1つ目の丸、予防接種事業では、接種見込み者数減のため1,200万円を減額いたします。

一番下の丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業では1,244万円を減額いたしますが、これは歳入でも触れましたが、コロナワクチン集団接種の終了の見通しがついたことによるものです。

62、63ページへお進みください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、2つ目の丸、一般経費において、能力報酬を225万6,000円追加いたします。これは、歳入でも触れましたが、農地利用最適化推進委員の昨年度の活動実績が成果払いという形で反映されたものとなります。

64、65ページをお願いします。5目農地費では、2つ目の丸、農地整備事業において、負担金及び工事費を追加いたしますが、これは本年度の支出額が確定したことにより、不足分を増額するものです。

大きく飛びまして、92、93ページをお願いいたします。10款教育費、4項社会教育費、4目図書館費では、2つ目の丸、図書館管理運営費に修繕料100万1,000円を追加いたします。これは、防犯カメラの復旧工事を行うものです。

飛びまして、98、99ページをお願いします。5項保健体育費、4目給食センター費では、3つ目の丸、共同調理場施設管理事業に施設補修工事費104万5,000円を追加いたします。これは、自家用電気高圧ケーブルが早期改修の対象となっていることが判明したため、更新工事を行うものです。なお、冒頭の繰越明許費で説明させていただきましたとおり、繰り越しして実施させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、100、101ページをお願いします。最後になりますが、予備費を123万3,000円減額して収支の均衡を図るものでございます。

めくっていただきまして、次のページには給与費明細書を添付させていただきました。

なお、最後のページには、今回の補正により変動いたしました地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付させていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） 先ほどの課長の説明で、ふるさと納税の収入が5億円増えた。また、歳出で寄附された返礼品も7,500万円支出が増えたということで、これは高橋町長の目玉の施策だと思います。今年度の状況ですか、大体どのくらいになるか、ちょっと分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

今年度のふるさと応援寄附金につきまして、先ほど順調に推移しているというように申し上げましたが、前年とほぼ同水準で推移しているというように思っております。ただ、まだ1月、2月、3月とございますので、正確な数字は申し上げられませんが、前年度の数字が見え隠れしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに。

7番、大谷議員。

[7番(大谷純一君)登壇]

○7番(大谷純一君) 金子議員がせっかく質問していただいたので、その続きをお願いしたいのですが、残念なことというか、元旦に能登半島の地震が起きました。そこで、能登地方の自治体にお返しは要らないから寄附をしたいという国民の方が相当増えたと思うのです。そういう中で、今後の見通しというか、本町も、私は今まで寄附をしていただいた方が、そちらに少し、少しか分かりませんが、シフトしていくようにも考えられるので、その辺の見通しがありましたら、昨年度と同じということは30億円ぐらい行くのだろうということなのでしょうけれども、まだあと1か月ちょっとありますから、ちょっとどうなるか分からないのですけれども、あと来年度の見通しも、言える範囲で結構ですので、ありましたらお答えいただきたいということが1点と、教育委員会事務局長にお尋ねしたいのですが、企画財政課長の中で体育館の大屋根の工事ということで今ご説明があったのですが、これもまた数字求めませんので、現状を教えてくださいたいのですが、やや1年前でしょうか。屋根が剥がれて雨漏りしてということで、緊急というか、大変お金をかけて屋根を修理したのですけれども、現状、どのような使用状況になっているかということと、雨漏りしたことによってほかに修繕する箇所があるのか否かということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長(高橋祐二君) 須永企画財政課長。

○企画財政課長(須永洋子君) ご質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金の状況ですが、元日に能登半島地震が発生して以降、被災地を中心とした寄附額、返礼品をもらわない寄附、ふるさと応援寄附金が増えております。これは、いろいろなサイトを見ましても、もうランキングで上位に来ておりますので、そこは明白だと思います。

地元への支援、または地方への支援、そういった目的から始められたふるさと応援寄附金でありますので、正しい応援の仕方だと思いますし、今後もそういった方向で進んでいくと思います。その分我々の寄附額も落ちてくることもあると思いますけれども、我々も応援したい気持ちはありますので、共に地方の発展のために頑張っていけたらいいと考えております。

以上です。

○議長(高橋祐二君) 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(森田晃央君) ご質問にお答えいたします。

町民体育館の防水工事につきましては、ちょうど1年前ぐらいですか、大風によりまして防水シートがすっかり剥がれてしまったと、応急措置もままならないような大規模な改修が必要になってしまったということで、補正予算を急遽組ませていただいて、工事を実施させていただいたわけでございます。

その後、入札等々を経まして、当初の予算よりも入札減ということで実施をした結果なのですが、現状は雨漏り等なく、いろんな方に使っていただいている状況でございます。

ただ、入り口部分ですとか天井材がどうしても水にぬれてしまって、空気の循環をさせたりして湿気を取ったのですけれども、どうしてもカビの発生が出てしまったということで、その天井部分、町民体育館には福祉の関係の施設が入っておりますけれども、そちらのほうにも一部影響が出ておりましたので、天井材を全て修繕をさせていただいた状況でございます。

その後、床ですとか推移を確認しているのですけれども、現状も多くの団体さんのほうに使っていただいで、支障なく稼働している状況でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど須永課長のほうから述べたように、石川県の能登半島沖地震においては、人的支援のほうも千代田町から2名の方が行って、もう帰ってまいりました。更に、一般寄附で、下にある義援金のボックスの中に40万ぐらいでしたっけ、八十数万円ですね、八十数万円。町のほうから1,000万、これは石川県のほうから1,800万をふるさと納税でいただいておりますので、1年間で、その経費を抜いて返礼品も抜いた中の1,000万を区切りのいいところで寄附をしていこうということで行いました。今後もまだ下にも寄附のボックスがありますので、随時それも行っていきたいなと思っていますので、コスメ・ニスト千代田町プラザ、社会福祉協議会とありますので、皆さんもご協力をよろしくお願いいたします。

更には、先ほど教育委員会のほうからお話があったように、体育館においても経年劣化が著しくひどかったのです。強風で飛んでしまったのです。飛んでしまったので、それを大至急直していこうということで、至急対応させていただきました。雨漏り等は今のところは大丈夫です。ただ、床に水が入ってしまったので、その辺状況を見て今後の対応も考えていく必要あるかなと思っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 町長にお尋ねしたいのですけれども、35ページの利根川新橋周辺開発基金積立金、これは聞いたところによると、4月から新しく部署をつくって、周辺開発を検討していくという予定だと思うのですけれども、取りあえずこの5,000万というのは何か予定があって決めたというよりは、5,000万スタートで、話をしながら、場合によってはその次の年度で増やしていくとかそういう、今回、この第一歩ということで取りあえず5,000万というふうになっているのかをちょっと確認したいと思います。

あと、67ページ、担当課長にお聞きしたいのですけれども、クビアカツヤカミキリ対策事業、今回ちょっと減額になっているのですけれども、今年度十分に対策されているのかどうか。減額というこ

とは、使い切れなかったということで、かなり桜の木の伐採で町民の方も結構悲しい思いをしておりますので、本当にみんなの願いは十分な対策をしてほしいという中で、この減額というところについて少しお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、利根川新橋周辺の基金の関係なのですけれども、今回は5,000万ということです。将来的に考えていきますと、あそこ場所はまだともかく、新橋ができてそこにアクセス道ができる状況でありますので、今から基金を積み立てていながら、これからどのような、前、議会でも述べさせていただいたように、まずはそこに便益施設を造りたい。便益施設は道の駅とか川の駅なり、あれと同じようなトイレ、休憩所とか駐車場とか、そのような便益施設を造って、それだけではなくて、その周りにテーマパーク的な部分、今いろいろな情報を集めたりして、これから議会の皆さんも含めて議論をしていければと考えていますので、ただ中途半端なものは造りたくないとは私思っているのです。ですので、リピーターも来るような、そのようなことを考えていますので、そこは方向性を皆さんと議論しながら、町民の皆様にももちろん参加していただいて、そのようなことを考えていくと、その準備としてまず5,000万を積み立てていこうということです。これは、継続してまだ行っていく予定であります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、クビアカツヤカミキリ対策事業の関係でお答えをさせていただきます。

今回、消耗品あるいは負担金のほうで減額をさせていただいておりますが、まず消耗品につきましては、樹幹注入に使う薬剤の購入費の費用となっております。こちらにつきましては、入札差金により減額となったものでございます。

対応に関しましては、各所管で管理している公共施設の敷地内にある桜の木を中心に、それぞれの所管課において樹幹注入を実施していただいております。必要な対策はできているものと考えております。

また、負担金につきましては、邑楽館林で共同で実施している伐倒の関係、こちらについても各所管の施設等で伐倒が必要な桜を中心とした樹木について、その要望に応じて協議会のほうに上げてまして、伐倒処理をさせていただいております。こちらについても予算の範囲で計画的に実施しているところではありますが、被害についてもまだ継続的に発生しておりますので、必要な対策は今後も引き続き対応していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋祐二君） ほかに。

6番、橋本議員。

[6番(橋本和之君)登壇]

○6番(橋本和之君) 2つほど質問させていただきます。

39ページなのですが、一番下のプレミアム付商品券のところ、最下段なのですが、加盟店舗向け換金プレミアム交付金が585万円の返還という形になっておるのですが、これは何でしょうか。プレミアム付商品券がこの分だけまだ換金されていないのかなとちょっと思ったのですが、加盟店向けと出ているので、何かそこで手数料か何かを取るのがまだ使い切れていないのでマイナスになっているのか。

その3つ上の業務委託料もマイナス200万なのですが、これは使用されるごとにこちらのほうも連動して減るものなのかというのをちょっと聞かせていただければと思います。

次なのですが、81ページ、一番上の非常備消防事業のところ、マイナスの734万3,000円なのですが、非常備消防費というのは、消防団なのかなとちょっと思っているのですが、今朝の上毛新聞だったかな、藤岡で休団という扱いというのでしょうか、消防団に所属していながら転勤か何かで、所属はしているのだけれども、団としての活動はしないというのが載っておりまして、もしそういったところでは何かあるのであれば、消防団はどうしても必要な組織でございますので、これだけのマイナスというと、なかなか消防団には報いてあげたいなと思うところもありますので、中身がどうかというのをちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長(高橋祐二君) 宗川総務課長。

○総務課長(宗川正樹君) それでは、まず81ページの非常備消防事業についてご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、こちらの非常備消防事業については消防団の経費ということになってございまして、こちら大幅な減額734万3,000円ということでございますが、こちら消防団の出動報酬等を減額をさせていただきます。消防団については1回の出動で2,500円、丸1日出動した場合には8,000円ということ支出をすることになっておるのですが、そういった形で、今回、今年度については幸いに出動する場面が少なかったということで、減額をさせていただいたところでございます。

また、先ほど休団者の関係もございました。やはり本町についても103名のうちに休団者は数名いるということは確認をさせていただきます。今後、やはり仕事で転勤をしたりする方がどうしても休団をするというような状況が最近増えているということでございますので、その方には休団という形を取っていただいて、また戻ったら復帰をしていただくというような形にさせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(高橋祐二君) 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長(下山智徳君) それでは、ご質問にお答えいたします。

39ページのプレミアム付商品券事業に関するご質問でございますが、まず業務委託料に関してでございますが、こちらについては、商品券事業に関して申請受付、あるいは抽せんになった場合の当落の通知、そういったものの発送業務、もろもろの業務について業務委託を当初想定しておりましたが、町が想定した業務に関して委託ができる委託先が見つからなかったことから、町直営で実施いたしましたので、こちらの委託料が不用になりましたので、減額をさせていただくものでございます。

また、一番下の加盟店舗向け換金プレミアム交付金の減額の理由でございます。こちらにつきましては、本交付金については中小店舗向けに商品券の額面を換金する際に、15%分を上乗せして、今回のこの商品券事業、あるいは中小企業支援ということで上乗せをして15%分をお支払いする内容となっております。こちらについて、当初の予算の積算の際に、事業の全体の換金分を想定して積算しておりましたが、実際の制度内容については、中小店舗に限って上乗せをするという内容になっておりますので、こちらの中小店舗の割合を実際の割合に改めて積算をさせていただいて、不用と見込まれる金額を減額させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） まず、今の中小店舗のところからなのですが、お話を聞いていると、そうすると最初の見込みが実際の中小店舗の数よりも多かったということが主なのでしょうか。使っていないというよりは、そういう見込みが多かったというのかなって思ったのですが、それをちょっと確認で1点です。

あともう一つ、消防団のほうなのですが、火災が少なかった、災害が少なかったということでよかったなと思います。あと、休団についてなのですが、本町、館林消防組合になると思うのですが、制度として休団がどの程度なっているのかちょっと分かりませんが、あんまり長くないような設計がいいのかなとは思っておりますので、その辺のところはよろしく願いできればと思います。

○議長（高橋祐二君） 下山課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの交付金については、もともと中小店舗向けということで、実際の商品券事業に関してはチェーン店含めた大規模店舗も含めてご利用いただける内容となっております。どうしても大規模店舗のほうに利用が集中してしまったりということで偏ってしまうものですから、中小店舗向けに交付金を上乗せしてお支払いするという制度設計とさせていただきました。当初の積算の際に、大規模店舗も含めた全体の利用数で積算していたものですから、改めて中小店舗の割合を実質の利用割合に応じた容量で改めて積算したものとなっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに。

2番、橋本議員。

[2番（橋本博之君）登壇]

○2番（橋本博之君） ページ数で37ページ、防犯対策事業がマイナス119万2,000円になっています。工事費と防犯灯設置工事がそれぞれマイナスになっているのですが、どのような理由でマイナスになっているのかと、ページの61ページ、ごみ減量化推進事業、これもマイナス295万円となっています。不燃ごみ処理委託料がマイナス170万になっています。これは、どうしてマイナスになってしまったのか、ちょっとその理由を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは初めに、37ページの防犯対策事業の減額理由ということでご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

防犯対策事業119万2,000円減額となっておりますが、この中に点検手数料ということで25万6,000円減額となっております。こちらは防犯カメラの点検、今設置してある防犯カメラの点検を行う予定であったんですが、こちらについては、来年度、また予算のときにご説明をさせていただくのですが、町内に50か所を防犯カメラを設置する予定となっております、この点検の部分の入替えとなる見込みでありますので、今回、点検を行わなかったことによる減額ということになります。

そして、その下の工事請負費ですが、こちらも今回防犯カメラ2台設置をさせていただきたいということで、当初予算に盛りさせていただいたのですが、やはり来年度予算で50か所を設置をするということで、総合的に判断をしまして、今回はこの2台の設置も見送ったため減額となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） 橋本議員のご質問にお答えいたします。

61ページ上から7行目の不燃ごみ処理委託料マイナス170万円の理由というところで回答させていただきます。こちらにつきましてはガラス、陶磁器類、それから金属、小型家電等の排出量が少なかったことから、その分の手数料、委託料のほうが減額となりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） 防犯対策費で防犯カメラということで、町民の安心安全を守るため防犯カメラのほうをつけて、本年度中にとは思ったのですけれども、残念ながら、ちょっと来年度に見送りということだったので、その辺は地域住民の安全に関わることですから、なるべく早めに実施してもらいたいと思います。

また、不燃ごみのほうの処理委託料ですが、この辺も少なくなったということで、町民に対してかなり情報というか、そういったことがうまくいっているのかなというふうに思いました。これからも

頑張って減量化のほうに邁進してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

11番、柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 2点ばかり質問いたします。59ページの浄化槽設置ということで、マイナスの519万ということで、国、県の補助金を使いながら浄化槽を設置できるということなのですけども、この予想と実績、数の差ですか、それを具体的に教えていただければと思います。

もう一点は83ページの奨学金の減額がマイナス480万ということで、この理由ですか。希望者が少なかったのか、それとも条件が厳し過ぎて該当がなかったのかどうか、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） 柿沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

ページ数59ページの河川浄化対策事業、浄化槽設置事業費補助金の減額理由というところでございますが、当初予算で見込んでおりました浄化槽の設置予定数、こちらは新規、それと転換合わせて24基を予定しておりました。実際の今年度の実績値の予測でございますが、新規と転換合わせて14基の見込みでございます。この差額分について今回減額をさせていただくものです。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

83ページの奨学金の貸付事業でございますけれども、今回480万円の減額ということで、こちらに関しましては、当初予算が1,500万という中で、実際、議員がおっしゃるとおり、申込みに応じてこちらのほうは貸付けをさせていただいている状況でございます。今年度、17名の方に貸付けをさせていただいております。

そのような中で毎年推移を見ますと、ちょっと数が少なくなっている状況でございます。先ほど申し上げたとおり、予算がある中で追加募集もかけておるのですけれども、現状このような形になりましたので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかにありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 76、77ページ、説明欄で言うと77ページの中段からやや下の木造住宅の耐震改修事業ということで、補助金のほうが80万減額という形になっているのですが、先日も能登地震等

もありましたが、その際にやっぱり木造という部分の弱さが出ているのかなというふうに思うのですが、この辺の補助金の利用状況、減額という形なのですが、その辺の説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 木造住宅耐震改修事業の減額についてのご質問にお答えいたします。

近年、自然災害が頻繁に起こっている中で、木造住宅に関してのPRはしているところなのですが、近年、なかなかそういった耐震診断の診断、それから診断を受けた後の改修費というのが思うように伸びないというのは、どっちかという建て替えとかのほうに進んでしまっているのかなというところで、特に木造住宅が減らないわけではないのですが、建て替えに移行されているのが現状かなというところでございます。

今現在の補助金が、補助金申請に対応する申込みについては、補助金は盛っているのですが、なかなかこれを利用した形の耐震改修というのに反映されていないのかなというのが現状でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに。

4番、大澤委員。

[4番（大澤成樹君）登壇]

○4番（大澤成樹君） それでは、1点、71ページのキャッシュレス化の推進事業についてお伺いをいたします。導入費の補助金がマイナス93万4,000円となっております、これは多分3分の2補助4万円ということの上限で事業開始されたかと思うのですが、これ参加店舗を見ると、もともとコンビニさんとか、ジョイフル本田さんの中の店舗については、もともとそういうシステムがあって、導入をされなかったことというのも一定あるのかなというふうに感じているところなのですが、実際に、この町の楽天を通じての事業で、新規で導入した店舗がどのくらいあったのか、教えていただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

キャッシュレス決済事業に係る導入費補助の関係です。新規で導入した店舗がどのくらいかということでございます。今年度は、まだ事業が継続中、この導入費補助に関しては継続中ではございますが、申請ベースで申し上げますと、現在、申請が2件という状況でございます。

今回のキャッシュレス決済事業は、本年度行った楽天ペイ、楽天エディとの関係での事業全体での今回の新規の導入に関しては、町内の店舗で申し上げますと、5、6店舗程度だったのかなというふうに把握しております。

予算の補正に関しては、今後も追加の申請がある部分を見込みまして、その分を想定して不用額と見込まれる部分を減額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。なかなかさっきのプレミアム商品券のお話もあるのですけれども、町内の中小企業の活性化という部分も含めて、なかなかこのキャッシュレス、町は推進していこう、国も推進していこうということでやっているのだと思うのですけれども、なかなかちょっと新規で登録していただける方が少なかつたのかなという感じもしておりますが、今後、プレミアム商品券も含めてなのですが、キャッシュレスの推進に向けてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、キャッシュレス決済事業に関しての今後の展開でございますが、今のところは来年度予算も含めまして、現状においては次回の実施というのは予定しているものは特にございません。ただ、全国的にも国のほうでもキャッシュレス決済推進しているところでございますので、また機会がありましたら、ただどうしてもキャッシュレス決済事業は、プレミアム分を付与しないとなかなか利用も進まないというところもありまして、かなりの財源も必要としますので、そういった財源の裏づけ等も取れるようなタイミングがもしあれば、そういったところも含めまして実施の可能性を模索していければというふうに考えております。

また、商品券事業でございますが、今回は、先ほどもご質問いただいた中小店舗向けの対応も含めて実施したところでございますが、今回、一次募集で若干残が発生するというような部分もありまして、継続的に実施をしているところでございますが、内容的にも同様の内容で継続しているところでありまして、徐々に需要的なものも以前から比べれば減少しているのかなというふうに考えたところでございます。

今後に関しましては、またそのプレミアム率であるとか、また地元中小店舗向け、あるいは大規模店舗向けの商品券の、A券、B券のその割合であるとか、そういった部分もより利用しやすい内容への見直しも含めて、今後また検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 10番、小林議員。

[10番（小林正明君）登壇]

○10番（小林正明君） 1点お尋ねいたします。39ページであります。上段の2段目の丸、定住・移住促進事業、移住者住宅取得費等補助金交付事業でございます。マイナス180万ということになったのですけれども、私たち千代田町は、まさしく活気のある町にしようということで、町民、行政一

体になりまして頑張っているところであります。これは、どこの自治体でも同じかと思えます。特にこれからは、利根川新橋の架橋ということに向けて、より一生懸命やらなくてはいけない、そんな状況かと思えます。

そして、質問させていただくことなのですが、ふれあいタウンちよだ、残念ながらまだ五十数区画が残っているかと思っておりますが、ここで非常に前向きな情報というか、現象として捉えているわけなのですけれども、第三工業団地が完成いたしました。これがもう分譲が決定しております。要は企業は来る。そうすることによって雇用が生まれる。雇用が生まれるということは、それに対するお勤めの方が、勤労者が増えてくる可能性が当然あります。そういったところで、千代田町は住宅分譲もある、大型店舗もある。それから、商業施設としても、名前を挙げますと、マナベインテリアハーツさん、隣に新しい商業用地、新しいというか、前からありますが、そこにより一層魅力のある店舗が来ればということも考えられるわけです。

そういうわけで、それともう一つ、全体金額、私存じ上げていないのですが、定住・移住者促進の住宅取得費補助金が他町よりも千代田町は多いと聞いているのですけれども、もしよかったらその辺の話。

そして、今後の人口増を期待しているわけですけれども、何らか今後の展開としてありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 小林議員さんのご質問にお答えします。

うちの町は、議員さんのご質問のとおり、東地区においては第三工業団地も無事に推移して、商業用地もジョイフル本田さんを中心、そしてマナベインテリアハーツさんも誘致し、残りの用地についても、誘致のほうを頑張っているところでございます。

補助金についてなのですけれども、他町より多いのかというところが一つのあれかなというところで、今年度は一応ふるさと納税はうちのほう好調でして、子育て支援のほうに力を入れた中で、マックス60万円の補助金から、おかげさまで100万円の、ふれあいタウンに住んだ場合は、あとお子さんがいたときには、マックス100万円の補助金というところで、他町よりは多いというか、手厚い補助という形で認識していただければと思います。

周りの市町村の額がどれくらいかという、ちょっと具体的には把握はしていませんけれども、うちの町としては近隣に比べて補助額についてはまあまあ額の推移しているかなと思っております。

今後も残りのふれあいタウン、70弱ではございますけれども、販売を目指して、また更には人口減少も全国的な問題になっていますので、町の中で役場周辺ですとか、また新橋もにらんで、持続可能なまちづくりを目指して頑張りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

たします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、小林議員の質問なのですが、東部住宅団地約70をちょっと切ったのです。50ではなくて70がちょっと切れたところという状況なのです。工業団地も堅調に進んでいまして、工業団地のほうも年度内ぐらいには発表できるかなと思っておりますので、ぜひ期待していただければと思います。

私は思うのですが、働く場所があって、もちろんそこにすみかがあって、移住促進を促していくということなのですが、その中で板倉さんがあそこの板倉ニュータウンのほうが最大で100万だと思います。千代田町が一昨年が60万でしたっけ、60万をそれを条件つきで、3つか4つあるのですが、それを条件をつけて100万を上限にしたのです。ただし、その100万の場合は、東部住宅団地、そこを取得した移住者、新婚家庭とか、このようなことが幾つか条件があるのですが、100万ということで設定させていただきました。

これから千代田町で、これは顧客満足というものだと思うのですが、千代田町に移住してくる方が東部住宅団地に必ずしも住みたいと思わないと思うのです。あそこにももちろん住みたいという方もいると思うのです。それには先ほど課長が述べたように、役場近辺とかなかさと公園の近辺とか、例えばもう少し田園ののどかなところがいいとか、そういうところを好む方がいるわけです。それには制度をやはり我々も線引き、都市計画の変更をして、そこにも住めるような制度をつくっていく必要があるのかなと、線引きですよ。調整区域には引っ越してきた人は家建てられませんから、そのところも幾らか拡大していきながら、町民の理解を得ながらやっていく必要はあるのかなと思っておりますので、それを今早急に指示をしてあるところであります。間もなく、あれできるのかな。まだできないのですが、今いろいろ指示をして、近いうち皆さんにもお示しできるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 10番、小林議員。

○10番（小林正明君） どうもありがとうございます。いずれにしても、人口増加をする、そのための条件づくり、環境づくり、これから高橋町長の手腕に期待するところであります。もちろん役場職員の皆さんにも同様をお願いしたいと思います。

まとめます。この住宅取得費補助金が足らなくなるように期待しております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） ほかはよろしいですか。

9番、川田議員。

[9 番（川田延明君）登壇]

○9 番（川田延明君） 基金積立てについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

今回、補正予算追加に6億を超える基金積立て予算追加になっています。その中でも金額が特に多いのは義務教育施設改築基金積立金、これは恐らく中学校の新築ではなかろうかと思うのですが、その辺が、5億ですね、積立てが、今回、恐らく近いのだろうなと思うのですが、まだ全然、我々分かっておりませんで、いつ頃どうなるのか分かる範囲で結構なのですけれども、発表できるところでお願いしたいなと。

また、千代田町は大変ゆとりがあって、これだけ多くの基金積立てができるということは本当にいいことなのですから、先ほど利根川新橋の周辺開発基金5,000万、これも想像ではありますけれども、ふるさと納税が非常に順調で、今年も先ほどありましたけれども、予想を上回っているというところなのですが、ふるさと納税に全くということはありませんけれども、頼らない財源確保をできる限り模索していければなど、そんなふうに思っています。

それともう一点、55ページ、西こども園の運営事業なのですが、人材派遣委託料にマイナス530万、これはどんな事情で減額できたのか、減額できた理由を説明していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） 川田議員のご質問にお答えさせていただきます。

西こども園の運営事業の中の人材派遣委託料でございますが、こちら530万の減額ということでございます。こちらにつきましては、当初予算では4名分の人材派遣を計上してございました。現状では3名の方に人材派遣として活躍していただいております。ですので、1名分減額となっております。その理由でございますが、こちらにつきましては会計年度任用職員、時給額になりますが、こちらを採用したことと、またあと産休の職員が年度途中で復帰をしてきたということがございまして、こちらで必要な人数が充足されたということで、今回につきましては1名分人材派遣は減額ということにさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

こちらの義務教育施設改築基金の積立てにつきましては、平成29年度の条例化からかなと思うのですが、現状、本町もふるさと納税の実績が顕著でございまして、基金のほうにも随分積み立ていただいているというような状況でございます。お言葉にもございましたとおり、中学校の校舎につきましては、既に50年以上が経過しておりまして、建て替えが急務であるということで、今、いろんな検討しているところではございますけれども、中学校の建築、更にはいろんな議論の中で小中一貫校ということも視野に入れながら、本町といたしましては、そういった部分を更に検討、調査を行っている状況なのですから、今後、小学校の校舎等も老朽化が顕著でございまして、二重投資、

三重投資にならないような議論を進めさせていただきながら、学校の建築、改築に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） ありがとうございます。中学校の雨漏り等は修繕しながら今使っているわけですけれども、もうそろそろ、早いところ結論を出さないと、余計な経費がかかっているのではないかなというふうな気がします。その辺考えながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 63ページの農業委員会の報酬が225万6,000円増額されていますけれども、最近、農業委員会さんの報酬が数年補正で上がってきているかと思うのですが、実際どのような活動をされて、国のほうで認めてもらっているのかと、あと今後、これを継続していくために、計画している内容等ありましたら、それをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

今回、歳入と歳出とそれぞれ農地利用最適化交付金に係る補正を計上させていただきました。これに関しましては、農業委員とそれから農地利用最適化推進委員のそれぞれ実際の活動において、活動の実績による支払いと、その成果による支払いの部分がありまして、今回、増額補正させていただくものに関しましては、成果についての実績の部分が県のほうで認められまして追加をさせていただくものとなっております。

内容に関しましては、昨年度に実施をいたしました農地利用集積推進活動の結果が反映されたものとなっております。実際の活動内容に関しましては、地域の担い手への集積率の向上、利用権の設定、中間管理等の設定で、いわゆる口約束による闇契約というのですか、そういったものを見直して、関係法に基づいた賃貸借の契約をしっかりと結んでいただく、これに切り替えていただく、あるいは遊休農地の対策、そういった活動の実績が認められたことによるものとなっております。今後についても同様の活動を年間の実施計画に基づいて計画的に実施をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 蛭間農業委員会会長。

○農業委員会会長（蛭間泰四郎君） 原口議員にお答えします。

当委員会、農業委員並びに最適化推進委員19名で日々活動させていただきながら、活動は365日毎日だという認識の中で、農地含めて用排水路含めて、皆さんご承知のとおり、当委員会としては圃場の周辺のごみ清掃も積極的に取り組んでおります。その中でやはり見える化というところに立ち位置

を置きながら、地域に愛される農業委員ということで、大事な食べ物を生産する農地でございますから、我々がしっかりと目配り気配りをしながら、できるだけ農地を荒らさないように、荒れないように努力しているところでございます。まだまだ努力足りないところもありますが、皆様のご支援を賜りながら、千代田の農地を確保しながら、未来の農業人にバトンタッチすべく、19名が業務に邁進しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 先ほどの下山課長の答弁を聞きますと、実際に農業委員さんとか最適化推進委員さんが農地とか用排水路の空き缶拾いとかがされているかと思うのです。その成果が入っていないような答弁だったと思うのですけれども、その辺の評価をもうちょっと町としてしてあげてもいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

今年度も農業委員会のほうで、農業委員さん、あるいは農地最適化推進員さんのほうで、農地、水路周りのごみ拾い等の活動、あるいは遊休農地の農地パトロール等の活動も実施していただいております。これに関しましては、ここ数年来、毎年、継続的に実施しているところでありまして、その活動に関しましても、町広報あるいはメディア等に情報提供させていただいて、その活動実施の状況も町民含め皆さんに知っていただくために、PRの活動のほうもさせていただいております。これについては、町のほうも事務局として、できる部分に関しては積極的に支援させていただいて、より活動の場が広がるように、あるいは町民の方によりPRができるように、活躍の場をより広げられるように、今後も町として支援していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第9号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第17、議案第13号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第13号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から9,793万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,103万4,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、国民健康保険税を収入見込額に基づき減額いたします。県支出金において、保険給付費の実績見込み及び特別交付金の交付見込みに基づき減額いたします。また、繰入金では繰入金額の確定に伴い、減額するものであります。

歳出では、総務費及び保健事業費を年度末精査により減額補正いたします。保険給付費では、給付費の推移を基に減額するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第13号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税では、調定額の減額に伴う収入見込額より医療給付費分及び後期高齢者支援金分について減額し、介護納付金分は追加をするものでございます。

3款1項1目の災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災で避難を余儀なくされた方の一部負担金及び保険税減免分について、国の財政支援分を追加するものでございます。

2目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業といたしまして、パンフレット作成経費が補助対象となったものでございます。

3目の健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金では、令和5年4月より出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、国庫補助として財政支援されるものでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。4款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、1節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、被保険者の療養給付費、療養費及び高額療養費等に係る全額分を受け入れるものですが、給付費が低く推移しておりますことから、減額するものでございます。

2節の保険給付費等交付金（特別交付金）では、保険者努力支援分特定健診等負担金について交付決定または交付見込みにより減額をいたします。

6款1項1目一般会計繰入金ですが、国より一般会計から国保会計に繰入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入れ必要額を事業実績見込みにより追加、あるいは減額をさせていただくものでございます。

また、次のページの8節産前産後保険税繰入金は、出産に係る被保険者の産前産後期間相当の保険税減免における繰入金となっております。

8款1項1目の一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みにより追加をいたします。

続きまして、歳出でございますが、13ページ、14ページをお開きください。初めに、1款1項の総務管理費及び2項の徴税费につきましては、事業精査による減額となっております。

1枚めくっていただきまして、2款1項療養諸費と2款2項高額療養費につきましては、給付費の支出推移を再精査いたしまして、減額させていただくものです。減額となる主な要因は、被保険者数の減少でございます。

17ページ、18ページをお開きください。4項1目の出産育児一時金では、当初10件分を見込んでおりましたが、1月末日現在で申請が3件でございますことから、減額をするものでございます。

6項1目の傷病手当金につきましても、1月末現在で申請がゼロ件でありますことから減額をいたします。

19ページ、20ページをお開きください。5款1項の保健事業費ですが、事業の見直し及び終了見込みによりまして、それぞれを減額補正するものでございます。

5款2項の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、精査の上、それぞれ減額をいたします。

また、健診等実施計画策定事業につきましては、計画策定に当たり都道府県レベルで標準化することが推進され、群馬県の計画策定支援事業に参加したことから、町計画策定費用が不用となったため減額をし、印刷製本費等を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

皆様にご連絡します。時間はもう12時になりますが、日程第22、発議第1号までそのまま続行して行います。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第18、議案第14号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第14号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に829万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,959万円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、1款1項の後期高齢者医療保険料を収入見込額に基づき、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料をそれぞれ追加するものです。

2款の繰入金では、事務費の決算見込みにより減額いたします。

次に、4款3項1目の受託事業収入では、長寿医療健康検診事業に係る費用を広域連合から受け入れるものでありますが、実績見込みにより減額を行うものです。

続きまして、歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、事務費や長寿医療健康検診費用委託料は年度末精査により減額いたします。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、負担金の見込額に基づき追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。
最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第14号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。
よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第19、議案第15号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第15号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,574万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,440万9,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、歳出の見直しにより、それぞれの財源分を減額または追加するものであります。

歳出については、総務費、保険給付費において、年度末精査により減額するほか、地域支援事業費の各項目において年度末精査により、減額または追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第15号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページ、8 ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入ですが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出、保険給付費及び地域支援事業費の見直しによります財源補正に伴いまして、減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出、保険給付費の見直しによります財源補正に伴いまして、減額するものでございます。

3 款 2 項 2 目及び 3 目国庫の地域支援事業交付金につきましては、歳出、地域支援事業費の見直しによります財源補正に伴いまして、それぞれ追加、減額するものでございます。

4 目介護保険事業費補助金につきましては、システム改修の補助財源として事業費の 2 分の 1 を追加するものでございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをお開きいただきたいと思います。4 款 1 項支払基金交付金及び 5 款 1 項県負担金並びに 3 項県補助金につきましては、3 款同様に、歳出、保険給付費及び地域支援事業費の見直しによります財源補正に伴いまして、それぞれ追加、減額するものでございます。

続きまして、11 ページ中段、7 款 1 項一般会計繰入金、1 目から 3 目は法定繰入れ分として一般会計予算から介護保険特別会計予算へ繰り入れられるものとなりまして、3 款から 5 款同様に、歳出、保険給付費及び地域支援事業費の見直しによります財源補正に伴いまして、それぞれ追加、減額するものでございます。

4 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、軽減対象者の増加が見込まれるため追加するものでございます。

5 目その他一般会計繰入金につきましては、歳出、職員人件費及び事務費の見直しによります財源補正に伴いまして、減額するものでございます。

続きまして、13 ページ、14 ページをお開きください。歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、職員人件費を減額し、介護保険事業運営費では介護保険システム改修に係る電算業務委託料を追加するものでございます。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る郵送料を実績見込みに基づき減額するものでございます。

続きまして、13 ページ、14 ページ下段から 15 ページ、16 ページ上段にかけまして、1 款 3 項 1 目認定調査等費につきましては、要介護認定調査に係る主治医意見書作成手数料、介護認定調査委託料などを実績見込みに基づき減額するものでございます。

2 目認定審査会共同設置負担金につきましては、館林市外邑楽郡 5 町で共同設置、運営している介護認定審査会の運営事業費が増額となる見込みが示されたことから、構成市町の負担金が増額となるものでございます。

続きまして、15 ページ、16 ページ下段から 17 ページ、18 ページ上段にかけまして、2 款 1 項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る保険給付費となりまして、各介護保険サービスに

係る実績見込みに基づき、それぞれ追加または減額するものでございます。

続きまして、17ページ、18ページ下段から19ページ、20ページ上段にかけては、2款2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係る保険給付費となりまして、各介護保険サービスに係る実績見込みに基づきそれぞれ減額するものでございます。

19ページ下段、2款4項1目高額介護サービス費につきましては、1か月の利用料が高額となった場合に支給する保険給付費となりまして、実績見込みに基づき減額するものでございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開きください。2款5項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の施設入所者などに係る食費及び居住費を軽減するための保険給付費となりまして、実績見込みに基づき減額するものでございます。

6項高額医療合算介護サービス等費につきましては、8月から翌年の7月の介護保険及び医療保険の合算自己負担額が限度額を超えた場合に支給する保険給付費となりまして、予算の不足が見込まれることから追加するものでございます。

続きまして、23ページ、24ページをお開きください。4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問型サービス事業費の増加が見込まれることから、追加をするものでございます。

ページ中段の4款3項1目一般管理費につきましては、職員人件費を減額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第20、議案第16号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第16号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,623万2,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、5款1項1目の一般会計繰入金について、収支の均衡を図るため、303万5,000円減額いたします。

歳出では、1款1項1目一般管理費について、職員人件費の精査により8万1,000円を追加し、一般経費では報償費や負担金の確定により15万円を減額いたします。

2款事業費では、1項1目の管渠整備費において、設計監理委託料134万3,000円を減額いたします。

また、2目の管渠管理費では、下水道台帳整備委託料を84万1,000円、下水道管渠清掃委託料を27万5,000円、水質検査委託料を5万4,000円、管内TV調査委託料を45万3,000円それぞれ減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第21、同意第1号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第1号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本案は、増田秀紀委員が令和6年2月11日をもって任期満了を迎えたことから、後任として、第17区萱野在住の田口ルミ子氏を選任いたしたく、提案するものであります。

田口氏は、上毛新聞社での勤務を経て、退社後はフリーランスの記者として、子育て関係の情報誌の制作に携わっております。また、保護者の立場としては、平成28年4月より4年間、子ども会育成会連絡協議会において要職を務められ、現在は、東小学校のPTA副会長として、児童の健全育成に尽力され、社会的信望も厚く、豊かな識見をお持ちの方であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第5項では、教育委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されております。

田口氏は、温厚で人格も高潔であるとともに、4人のお子さんをお持ちである保護者の観点から、多角的見地よりご意見をいただけるものと考え、教育委員として適任であることから、提案するものであります。なお、任期は4年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第22、発議第1号 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 提案理由。本提案は、議員定数の削減により、議会自らが身を削り、費用を生み出すことで、議員報酬の引上げや議会事務局の充実等を議会費に充てることで、議会力の強化につながるものと考えます。更に、近隣市町の議員定数との整合性など、総体的に考慮すると定数削減すべきと考えています。

全国には、千代田町と同じ人口規模の町村で、定数10人で行っている議会もあり、少ないからといって議論ができないということではないと思います。本町においても町民から議員定数を削減すべきとの声も多く聞きます。

千代田町議会基本条例の前文には、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を明らかにし、議会の一層の活性化を推進し、公正で開かれた議会として町民の意思を反映させ、もって町民福祉の向上と町政の発展のために全力を尽くすことと書かれています。判断基準は議員のためではなく、町民が主役となっています。

令和6年度議会費の予算請求では、ペーパーレス化に伴うタブレット端末の購入費など約550万円の増額となっています。運用経費は、議会として捻出しなければならないと思います。

以上のことから、定数12人から1人減の11人とする千代田町議会議員定数条例一部改正条例案を提出をいたします。

以上が提案理由の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 原口議員にお尋ねします。いろいろ先ほどのお話ですと、タブレットでお金がかかるから議員の定数1名分の報酬なりを減らしてということのご意見のようですが、本議会では、1年前に議員報酬を2万円上げる、議員定数を維持するということ、賛否はあったものの可決して、一応の既決を見ております。そこへ、来月3月5日に告示が迫っている中、12月議会にそれを上程したわけで、それが1回廃案になっているわけですけれども、その整合性を議会改革推進特別委員会の副委員長としてどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 確かに報酬2万円上げて定数維持というのが1年前に議会として可決したというのは存じています。今年度4月から報酬2万円上がって、町民の方から言われた言葉としまして、「報酬が2万円上がっても議員の活動で変わったことはないよね。それじゃ意味ないんじゃないの」という言葉を何回か耳にしました。そこで、自分なりにいろいろ勉強して、議会で議決したことに対してちょっと違うことも発議したのですけれども、そのために予算を、報酬というか、それ上がった分を稼ぐために、人を減らして、もっと町民のために施策等をやっていただければと思います。

この提案ですけれども、12月にこの議論をしたかったというのが私の本音です。1月末ですか、立候補者事前説明会、ここで定数12に対して14名という陣営の出席がありました。その陣営が14人、14陣営、これが出るということで、定数を減らすと、3人減るのですけれども、この12月の定例会で議論をしたかったというところを、上程されないで否決されたというところであります。

その後、議員とか、議員以外の人から提案理由が納得できない。提出者の独り勝ちだとか、パフォーマンスでやっているとか、ほかの議員にだまされているというような暴言とか、そういう批判、そういうことを耳にすることがありましたので、もしこの発議に対して各議員が賛成するのであれば、それを踏まえた内容での賛成討論をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑ありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 今、ただいまの話の中で暴言とかがあったということで、議員の中からということもお聞きしたのですけれども、議員の中であったのかどうか、またもし名前を言えるなら言っただけですし、何名ぐらいだったのかというのは、ちょっとはっきりしていただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 質問にお答えします。

誰が言ったかというのはちょっと個人名もありますので、控えさせていただきます。言った人数ですけれども、3名から4名の方に言われたというのを記憶しています。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑ありませんか。

11番、柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 第1点は、一応12月議会で決着を見た、議会としては最終判断をして、選挙管理委員会が、先日説明会がありましたように、議員は12名の募集ということでやっています。今回、また議論でどんな経過があるにしても、議員の各自の判断で自由なのですけれども、いずれにしてもこれが覆るようなことがあれば、行政への信頼性、安定性、また議会の信頼性、物すごく失墜すると思います。その点についてどう考えるかお聞きします。

もう一点、提案理由の中で、定数を減らすことが行政改革であると、大間違いだと思います。私が長年議員研修した中で、議会力をアップすることが最重要で、行政改革と議員定数はリンクしません。これは、様々な大学教授とか、講演会とか、その点であります。

いずれにしても、今回の一般会計の補正予算でありますように、各議員がいろんな観点から、多角的な視点から、各議員が議員審査しました。各議員各分野から出ておまして、そういった多角的な視点から議案の提案なりしているわけです。委員会であればもっと活発な議論が出るわけなのですが、そういった意味で、議員定数、これは検証してきましたけれども、明和町、板倉町、邑楽町、大泉町、各町をちゃんと視察してきて、そんな中で定数について、賛否はありましたけれども、決定してきたわけです。いずれにしても、議案の審査力、そういった議案の提案力、これは議員の定数というのは非常に大事なのです。そういった意味で、これから伸び代のある町で、明和町の定数12です。そういった中で、明和町議会定数については、これでいくと、特に批判はありませんでした。そういった中で、突如として12月に、各議員反対した理由が、決まっているのに突如として出してきた。審議がない。こういったことについて、議会のプロセスを無視した形で出してきた、その点について2点お聞きします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） お答えいたします。

最初に言われた定数12が1月末に決まっていた、12月に否決された、何でこれが上がってきたかということですが、上程されないで否決されますと、スライドで2月に上程されるというのが流れたそうです。なので、私が再度提出したのではなくて、12月にこの議論をした上で、議員立候補の説明会を迎えたいと私は考えていました。それもさせないで、上程されないで否決したということで、

スライドしてこの時期にこの議論になったというのが1点あります。

あと、定数を減らすことで行政改革という話もあったのですが、私はそういう考えはなくて、費用をどんどん増やしていくという事態がちょっと違うと思うのです。議員も自ら身を削って、町のために、行政のためにするという考えを持たれたほうがいいのではないかと、それを持たないと費用が莫大にどんどんかさむ一方で、町民福祉のところに回すべきお金が少し足らなくなっていくのではないかと考えています。答えになっていないかもしれませんが、私はそういう考えでいます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） タブレット化によって費用がかかりますけれども、ペーパーレス、紙の費用が減ってきます。そういった意味で相殺されるわけです。そういった意味も考えれば、費用が莫大に増えていくとか、そういった発想はおかしいのではないかなと思うのですけれども、その辺についてどう思いますか。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） タブレットになることによって、今回こういう紙の削減がされるから費用が減るのではないかという発言でしたけれども、ジョイフル本田さんで500枚の1束コピー用紙、その値段が税込みで400円ちょっとです。今までほかの自治体でペーパーレス化したことによって何枚ぐらい減りましたかというのと、ざっくりですけれども、2万とか3万枚ということで、タブレットの購入費用、運用費用に比べれば、紙の削減、この費用というのは少ないと思います。タブレット化によって何がいいのかというのと、いつでも町民の皆さんにこのことを聞かれたときに、タブレットを持っていれば説明できる。今まではペーパーがないために、自分の記憶とかにあります。その費用もやはり議員自ら捻出するという考えでいったほうが私はよいと思っています。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 質問に答えていないので、もう一度お答えいただけますか。

行政への信頼性、安定性が著しく損なう思うのですが、その辺について、イエスかノーかお答えください。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 行政への信頼を答えろ、イエスかノーか二択で来たのですけれども、私はノーの考えでいます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 原口議員にお尋ねしたいと思います。

先ほどのお話の中で、12月議会にこれを上程して廃案になったと、本当はそこで議論したかった。だけれども、かなわなくて、制度上、今回の議会でスライドした上程になりました。そのスライドした、議論したかったのだけれども、できなかった。この場になったというところの、もうちょっと率直な気持ちを聞かせていただきたいというのが一つと、あともう一つ、今回、スライドすることによって、もう本当に選挙が1月末に説明会があって、日程も決まって、そのところでは定数も発表されていて、この場でもし決まったとすると、ルールが急に変更になるという形になります。これ特に、新しく立候補される方にとっては、私はすごく不利に働くのではないのかなと思います。それなので、何もここで性急にすることはなく、先ほど来からちょっとお話がありましたけれども、前年、みんなで議論をして定数維持というのを決めたわけですので、何もここで性急に決めずに、また新しく議員になった方等も含めて議論していくのが筋ではないのかなと思っておりますが、その辺についてもちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 12月議論したかった。スライドした率直な気持ちですけれども、私も事前説明会が1月にやるというのは分かっていたので、その前に、議員の皆さんともう一度この場で、開かれた場所で、町民の皆さんに見える形で定数削減の議論をしたいというふうな形で、12月の定例会に発議したというところがあります。

2月にスライドしたことによってという質問ですけれども、私も率直なところ、新しく出る人たちにとっていい迷惑だなと考えています。なので、本当に12月の定例会、その場でこのような議論を皆さんとして、定数削減するのか、現状維持するのかというのを町民の皆さんに見ていただいた上で、出馬というか、事前説明会を迎えたいなという気持ちがありましたので、今回、この2月で、この場でこの議論をするというのは、新しく立候補を予定されている方にとっては、いい迷惑だなというふうには思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） そうすると、今、原口議員がちょっとおっしゃったことをかいつまむと、最初の予定とは多分違ってきているのではないのかなと思うのです。原口委員が最初に出した上程とですね。一番の大きな理由は、廃案になったことでスライドしたということだと思うのですけれども、私はそれだったらこれ、できるかどうかは別としてなのですからけれども、取り下げてもいいのではない

のかなと思いますよ、ここでなくても。実際、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、急にルール変更するというのはどうなのかなとは思いますが、もしよければ、ご本人から廃案というのでしょうか、取り下げたいという話をちょっとしていただきたいなと思いますけれども。

[「議長」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） すみません。町長には発言を求めていますので、お待ちください。

○町長（高橋純一君） 議員の皆さん勘違いしている部分があるんです。廃案じゃないですよ。昨年の12月ですから、12月にあれは議員の動議で出したんだから、あれは廃案になってないんですよ。継続審査でしょう。その辺議員さんみんな勘違いしてます。廃案じゃないですよ。大きな勘違いです。最終日に動議で出したんでしょう。最終日に動議で出して、何でそれが廃案になんの。議会発議でしょう。継続審査でしょう。廃案廃案と言っているけれども、廃案じゃないですよ。継続審査だから出てくるんですよ、ここに。まあ、それは定数削減してもしなくも私には関係ないんですけどね。勘違いしないほうがいいですよ。勉強不足ですよ。廃案じゃないですからね。

○議長（高橋祐二君） 原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 橋本和之議員の言いたいことは、私も感情的には分かります。なので、12月の最終日、今高橋町長が言われたとおり、私が発議したときに、上程も否決されたことによってスライドして、この2月臨時会という場で議論をすることになってしまいました。これは、本当に先ほど言いましたけれども、事前説明会に来た新人の方の陣営の方にとっては非常に迷惑な話、何でこういう話をこんな間際にするのだよと、もう年内に済ましておけよというのが多分本音だと思うのです。なので、議員とかから出た発議とか、そういうやつを簡単に議員が否決してスライドさせてしまうというやり方に私はちょっと疑問を持つ面もあります。なぜ、本当に削減に賛成するのであれば、そのときに否決して、その後いろいろな言葉を、さっき言ったとおりありましたので、それを踏まえた上で賛成討論を私は望みます。それがなければ、なぜ12月の定例会で否決したのかというところを聞きたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） なければ、質疑を終結いたします。

原口委員、自席へお戻りください。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 千代田町議会基本条例第17条、議員定数の改正については、議会及び議員は、町長等とともにまちづくりを担う重要な責任を有していることを踏まえ、行財政改革の視点からだけでなく、まちづくりをなす現状と課題、将来の計画と予測、展望を十分に考慮して判断しますとあります。

第2項、議員定数の改正については、人口規模や面積などの地理的要件、財政力、町政課題、類似団体との比較など、多角的な見地からも検討し、判断しますとあります。

第3項、議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な理由を付して、地方自治法第109条第6項または地方自治法第112条第1項の規定に基づき、委員会または議員から提出するものとあります。

また、千代田町議会では先ほども申し上げましたが、改選後おおむね3年後をめどに、つまり選挙の1年前に町民に対し、次期選挙の定数と報酬の増減の有無を告知することになっており、1年前の議会改革推進特別委員会の採決では、議員定数を現状維持とすべきかが賛成7、反対4で可決し、議員報酬を増額すべきかが賛成8、反対3で可決して、一応の既決を得ています。

ところが、去る12月定例会において、議員発議による議員定数の議案は、賛成1、反対10で上程を否決されております。にもかかわらず、選挙前の約2週間でこの議案に賛成しようとしている諸君は、何の意図があつて削減しようとしているのか甚だ疑問であります。

賛成の諸君にお尋ねします。本町は、ふるさと納税も堅調で、近い将来、中学校の建て替えなどの大型事業や、利根川新橋の着手や少子高齢化への対応など様々な問題が山積する中、議員定数を削減することが将来の計画と予測、展望を十分に考慮しているのか反論していただきたい。

また、第3項にある明確な理由がいかなる理由かお示しいただきたい。

次に、12月定例会での議員発議による上程を否決したにもかかわらず、選挙説明会での千代田町選挙管理委員会で、先ほど柿沼議員もおっしゃいましたが、定数12名と聞いた後に削減する根拠をおっしゃっていただきたい。

全国町村議長会による町村議会議員の議員報酬等の在り方最終報告では、議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえ、議員定数議論は慎重に、より正確に言えば、新たな議会を創出するための定数議論とすべきである。原則1、討議できる人数として、1常任委員会に少なくとも七、八名の定数基準としたい。これに委員会数を乗ずる数が定数となるとあります。つまり、本議会では、2常任委員会あるので、本来、活発な議論ができるのは定数14名とか16名ということになっています。ところが、今は12名ということをやっているわけです。

原則2、幾つかの留意点を確認する。委員会の確定、常任委員会の複数所属は慎重にとあります。つまり、2常任委員会を議員定数が少なくなったからといってあっちこっちと掛け持ちすることは慎重にという報告を得ています。例えば12月から2月にかけて議員定数を減らさなくてはならない。例えば町の財政の悪化とか緊急課題があつたのかどうか、根拠をおっしゃっていただきたい。よもや、

選挙にならなそうだから減らすだとか、ある特定の候補者が議員になられては困るとか、そのようなことは理由とならないと承知していますが、反論していただきたい。

また、間際で議員定数を減らすということは、先ほどもありましたが、候補予定者に対して失礼極まりないことであり、そのようなことを許せば議会の権力の乱用であり、到底町民にはご理解いただけないものと確信しております。

議員定数と報酬の増減の有無は審議会になり、落ちついた環境の下、丁寧に慎重に議論していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 次に、賛成討論をお願いします。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） 私は、先ほどからの原口議員の議員定数削減の提案理由のうち、タブレット導入についての議員定数削減については納得できませんが、議員定数については、ここ10年来、町民からの要望であります。今、この時期に定数を削減すれば、選挙前、町内外からも大変注目され、投票率の増加も増加にもつながります。

見てください。議員の皆さん、後ろを一度振り返ってみてください。今でもこんなに、ふだんはこれだけの傍聴の人たちは来ていません。これだけ注目を浴びているこの議員定数削減のことになります。

また、高橋議長の議長就任の公約でもある議員定数削減、私は賛成いたします。議員の皆さんの賛同願います。

○議長（高橋祐二君） 反対討論で。

[「反対です」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 11番、柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 先ほども言いましたけれども、反対の立場から議論いたします。

議員定数削減が行政改革ではありません。議会力をいかにアップしていくか。そして、執行部といかに距離感を縮めて議論して町をよくしていくか、そういったことが重要であって、先ほども言いましたように、多角的な視点から、各議員みんな出身が違いますから、いろんな意見が出る。そういった中で町をよくしていく。マンパワーという言葉がありますけれども、やっぱり人材です。多様な人材の中からいろんな意見が出て、町をよくしていく。町に参画していただく議員数を減らしてどうするのですか。そのときの状況によって、無投票あるいは多く出る、これは私も経験しています。5人落ちた選挙も経験しています。そういった中で切磋琢磨してやっていくのが議会です。議案の審査力、議案の提案力、それは全部人材、マンパワーに依存しています。それを自ら首絞めて、議員自らそう

いった行為をするのはいかなものかと思います。

いずれにいたしましても、この議会で調査して結論が出たことです。出たことを12月にいきなり出してきて、判断を仰ぐ、この姿勢に怒りを覚えてなりません。

いずれにいたしましても、行政の信頼性、安定性、議会への信頼を覆す、このようなことは許してはなりません。各議員の見識を問うことになると思いますので、議員各位の判断を尊重します。お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 次に、賛成討論はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 賛成の立場で話をさせていただきます。まず、先ほど町長は、みんな間違えているとおっしゃいましたが、みんなではないと思いますので。

それで、先ほど金子議員がおっしゃったように、理由としては、お金の問題ですと、例えばタブレットを導入するか議員定数を減らすかでしたら、私はタブレットやめたほうがいいと思うぐらいで、議員が何人必要かということが、先にあると思うのです。そのために予算を取ると。千代田町の場合は大丈夫だと思うのですけれども、予算がなければ議員定数減らすということもあるかもしれません。

議員定数については、正解というのはないのです。例えば人口によってこの人数という話はありませんけれども、予算規模ということもあるのです。今、千代田町は、一般会計73億だったかと思うのですけれども、これからまた増えていくと思います。そうすると、予算規模が大きくなれば、やはり議員も多いほうがいいのではないかと思います。

先ほど大谷議員がたくさん質問、答えてほしいということにちょっと全部答えられないと思いますけれども、議員の人数に関しては、やはり継続して、来期、私が議員続けられるかどうかは分かりませんが、これはもう必ず継続して話したほうがいいと思いますし、人数が多いほうが、たくさんの議論が出ていいと思います。ただ、最近は、SNSも発達して、昔から比べると議員に気軽に言える時代にはなっているのです。昔ですと、議員さんに話ができるということはあまりなくて、敷居が高くて、しかし最近はメールとかツイッターとかで意見も言えますので、人数が12人でなければいけないというふうにも思っていないと思います。

選挙に関しては、議員としては無投票が一番いいです、楽です。しかし、町民から考えますと、やはりきちんとした人に議員になってもらいたいと思いますし、当然ですけれども、名前を書きたいと、町政に参加できる唯一の機会なのです。ですから、町民は絶対に名前を書きたい。自分が応援する人を町に送りたいと思うと思うのです。それから考えて、ここ10年、12年立候補者がちょっと少ないと思うのです。議論としては、例えば選挙を行って必ず1人落ちるような定数にするとか、いろいろな議論というのはあると思います。法律的なことは分からないですけれども、やはり選挙は必要だというのは思っています。

ふだん、いろんな方と話をしています、人数増やしたほうがいいという方は1人もいません。今のままでいいのではないかという方はいらっしゃいます。ただ、私の支援者は、皆さんもう減らせ減らせということで、1期の頃からこういう話になると、私は減らすというほうに来ておりますので、こういう時期ですし、いきなりとか話合いがないとか、そういう点での怒りというのは私も思います。もっと話をして、スムーズに行きたかったとは思いますが、1人減らす機会ということでもありますので、私は1人減らすということを言い続けておりますので、終始一貫して、今回も議員定数を減らすというほうに賛成させていただきます。

○議長（高橋祐二君） 次に、反対討論をお願いします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 反対の立場からお話をちょっとさせていただきたいなと思います。

幾つかあるのですが、まず1つは、議会基本条例の中で、選挙前に必ず議員定数について、報酬については話し合うということが決まっております、今期と言うのですか、この4年間の間でも、去年決まりました。定数維持ということで、先ほど来、説明があったと思いますけれども、決まりました。ここへ来て急に、先ほどからちょっと話をしていますけれども、ルール変更という形になりますので、ちょっと拙速過ぎるのではないのかなと思います。また、選挙が終わった後に、必ず次の選挙までには定数や報酬の見直しは必ずするという事になっておりますので、それも議会報には載せております。賛成数、反対数。

また、今回は、こうやって、先ほど皆さんが来ていらっしゃるこの中でというお話だったのですが、実際は、ここで次の選挙のところを実際見てるのは、皆さんたちだけです。本当はもっと、次は公開の場でお話をして、議論をして決めていくと、そういうほうがもっと自然なのではないのかなと思います。

もう本当にすぐですから、選挙が。これで定数削減しましたというのはちょっといかなものかなと思いますので、議員の皆様には本当に慎重に考えていただいて、本当に未来のために、将来の議員になる方のためにもよく考えていただいて、結論を、採決になったとしたら、出していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 次に、賛成討論ありませんか。

2番、橋本議員。

[2番（橋本博之君）登壇]

○2番（橋本博之君） やっぱり議会とは町民の民意を負託されて、一人一人の議員が町民の皆さんから負託されているわけです。その町民の皆様が議員定数の削減を賛成している。その賛成しているそのあれを私は無視することはできません。

前回、委員会の中では、議員定数のほうは12名そのままというふうに、賛成したのですけれども、それ以来、回っていると、議員定数のほうは削減したほうがよかったのではないかというふうに町民の皆様から言われ続けています。それなので、今回は、いろいろなことを皆さん言われていますけれども、私は町民の民意として、今回から議員11名でいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 次に、反対討論ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） そういたしましたら、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋祐二君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

ただいまより13時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時01分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（高橋祐二君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

○議案第17号～議案第21号の一括上程、説明

○議長（高橋祐二君） お諮りいたします。

日程第23、議案第17号から日程第27、議案第21号まで一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第17号 令和6年度千代田町一般会計予算、日程第24、議案第18号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第25、議案第19号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26、議案第20号 令和6年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第27、議案第21号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案17、18、19、20、21号、ただいま一括上程されました令和6年度千代田町一般会計予算、各特別会計予算及び公営企業会計予算について、提案理由の説明及び所信の一端を申し上げます。

現在、国内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善の兆しを見せる中で、緩やかに回復しております。一方で、物価高騰の長期化や中東地域をめぐる情勢、海外経済の回復ペースの鈍化などにより、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような中、本町においても、社会の変化に柔軟に対応した施策を推進するとともに、持続可能な財政運営を念頭に置き、創意工夫の下、第六次総合計画の将来像となる「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力のあるまち ちよだ」の実現に向けて、各種事業を着実に前進させてまいります。

さて、国の令和6年度予算は、「歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、時代の流れを掴み取る予算」と銘打たれております。

令和6年度の一般会計総額は、112兆5,717億円で、7年連続して100兆円を超えています。その財源である国税収入は、69兆6,080億円と歴代最高額である一方で、国債の発行額は35兆4,490億円と、引き続き3割以上が借金により賄われている状況にあります。厳しい財政運営が続いております。

地方財政の状況については、令和6年度地方財政計画によると、地方全体の財源不足額が1兆8,132億円で、令和5年度より1,768億円の改善が見込まれておりますが、子ども・子育て政策の強化、地域脱炭素の一層の推進、防災・減災力の一層の強化など、地方が取り組まなければならない案件は山積しております。

次に、本町の財政状況に目を向けますと、社会保障費の増加や一部事務組合の負担金などに加えて、近年の物価高が新たな財政圧迫要因となっております。加えて将来の義務教育施設更新・利根川新橋の周辺整備のための財源確保といった大きな課題にも対応していかなければなりません。

こうした状況下で編成を行った、令和6年度予算では、全国の皆様からいただいた貴重な財源であるふるさと応援寄附金を活用し、切れ目のない子育て支援などの新たな施策を拡充してまいります。

また、第六次総合計画に位置づけられた各種事業についても重点的に予算配分を行い、総合計画の将来像を目指したメリ張りのある予算編成を行いました。

ぜひとも議員皆様にご理解いただくとともに、町民の皆様にもご理解をいただき、この千代田町がすばらしい町として、より一層発展していくことを望むものであります。

それでは、会計ごとに予算概要を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。当初予算の総額は、前年度比8億4,800万円、13%増の73億6,300万円といたしました。千代田町歴代最高額の当初予算となります。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税について、前年度比2,106万9,000円増の22億3,598万3,000円を見込みました。このうち主なものを申し上げますと、個人町民税は、賃金の上昇が続いていること

から、前年度比1,930万8,000円増の5億2,971万6,000円を見込みました。

法人町民税は、国内においては景気回復傾向にあるものの世界経済は減速傾向にあるため、前年度比51万1,000円増の1億8,761万円を見込みました。固定資産税では、評価替えに伴い土地、家屋の減額分を考慮し、総額では前年度と比較し311万4,000円減の12億9,543万5,000円を見込みました。町たばこ税では、販売本数が増加傾向にあるため、前年度比305万5,000円増の9,099万4,000円を見込みました。

地方譲与税や各種交付金については、地方財政計画や実績等を踏まえ、現状で見込める限り最大限の金額を計上いたしました。

依存財源の中心をなす、地方交付税については、地方財政計画の規模が18兆6,671億円で、前年度比1.7%増とされたため、普通交付税を前年度比1億5,000万円増の8億5,000万円、特別交付税は前年度同額の8,500万円と見込みました。

国庫支出金及び県支出金については、それぞれ見込める金額を計上し、寄附金では、近年のふるさと応援寄附金の収入実績が堅調に推移しているため、前年度比5億円増の20億9,000円を見込みました。

繰入金については、ふるさと納税を原資とした新たな施策を強化するため、ふるさとづくり基金から1億5,000万円を繰り入れ、合計で5億4,000万4,000円を計上いたしました。

町債では、地方交付税の振替財源である臨時財政対策債をはじめ、公用車の電気自動車化のための脱炭素化推進事業債、小規模土地改良事業のための地域活性化事業債、道路維持補修事業のための公共事業等債、庁舎非常用電源設備改修事業及び小中学校体育館エアコン整備事業のための緊急防災・減災事業債の借入を予定しております。前年度比1億6,820万円増の2億5,070万円を計上いたしましたが、全て後年度に交付税措置のあるものとなっております。

このほか、繰越金、諸収入などを見込んで財源の確保を行い、収支の均衡を図りました。

次に、歳出予算であります。新規事業を中心として分野ごとにご説明申し上げます。

初めに、「地方創生」分野になりますが、平成28年度より「千代田町総合戦略」による本格的な事業推進に取り組んでまいりましたが、令和2年度に策定した「千代田町第六次総合計画」において、「第二期千代田町総合戦略」を重点施策として位置づけ、「人口減少社会に対応したまちづくり」に重点的に取り組んでいくこととしております。

第二期千代田町総合戦略では、総合計画の各分野から重点的に取り組む施策を抽出し、新しい雇用環境の創出、定住・移住促進、結婚・出産・子育て支援、人の交流促進の4つの重点目標に振り分け、少子化に伴う人口減少等に係る喫緊の課題への対策を講じてまいります。

「福祉」分野では、障害福祉について、障害がある方への支援と社会参加を促進するため、関係法令に基づき利用者のニーズや障害の程度に応じて各種サービスを提供し、障害がある児童についても、地域で専門的な支援が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ってまいります。

高齢者福祉については、日常生活に必要な交通の便または買物機会が確保されていない方へタクシー券等を配布する生活支援事業を継続するほか、在宅高齢者福祉等推進事業も引き続き実施してまいります。

福祉医療では、高校生世代までの子供や重度心身障害者、ひとり親家庭等の方たちを対象に、医療費の経済的負担の軽減を図ってまいります。

人権対策については、教育委員会と連携し、講演会の開催やリーフレットの配布など、より一層の啓発活動に努めてまいります。

児童福祉については、千代田町第3期子ども・子育て支援事業計画（母子保健事業計画）を策定し、次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える地域社会の形成を目指してまいります。

また、切れ目のない子育て支援として、育児用品購入費助成事業及びこども園の給食費半額補助を継続するとともに、第2子の保育料半額について第1子の年齢制限を撤廃いたします。

更に、新たな子育て支援として、地域で子育てを助け合うサポート体制を整備する子育て支援サービス「ファミリーサポートセンター事業」を開始します。

認定こども園では、保育室や給食室のエアコン交換工事等を実施し、より安全で快適な保育・教育環境の充実強化に努めてまいります。

学童クラブや児童館及び児童センターについては、町の社会福祉協議会へ業務委託を行い、町民の方の利用ニーズに応じた安定的な施設運営を継続してまいります。

そのほか、少子化対策の一環といたしまして、一定所得以下の新婚夫婦等に対し、住居費の一部を補助する「結婚等新生活支援事業」を継続して実施し、若年カップルであっても結婚等に対し前向きに検討できるきっかけづくりを行ってまいります。

「教育」分野では、「優れた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する」ことを目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させることで「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育を推進してまいります。

各学校にマイタウンティーチャーや特別支援教育支援員を引き続き配置することで、きめ細かな指導や特別支援教育の推進に努めてまいります。

また、いじめ・不登校対策の一環として、各小中学校に心の教室相談員を1名ずつ配置するとともに、適応指導教室については、指導員を3名配置し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援をより充実させてまいります。

更に、GTEC（スコア型英語テスト）の拡大実施や英語指導助手の配置による英語指導の充実を図るとともに、日本語指導助手を配置し、日本語の理解が困難な外国籍児童に対し支援・援助を行います。

このほか、引き続き検定料の助成を英語検定だけでなく、漢字・数学検定も対象とし、幅広い分野の学習意欲の向上を図ります。

また、小中学校に入学する児童生徒を持つ保護者に対し、家庭の経済的負担の軽減及び児童生徒の健全な育成を支援することを目的に入学祝金を支給するとともに、給食費の半額補助事業についても継続して実施いたします。

教育環境の整備では、小学校・中学校の体育館エアコン設置工事を実施いたします。そして、建築から56年が経過し、老朽化が進む中学校校舎については、建て替えや小中一貫校などの可能性も含めて、調査研究を進めてまいります。

生涯学習については、町民プラザ及び山屋記念図書館を学習する場の拠点とし、各世代の要望に応じた学習内容の充実を目指すとともに、学習成果の発表や活用機会の拡充に努めてまいります。

社会教育ですが、放課後子ども教室では、児童の異年齢交流・体験学習の場と機会の提供を行い、地域未来塾では、対象を小学生から高校生に幅を広げ、英語検定を始めとした各種検定の合格を目指した学習習慣の確立と基礎学力の向上に向けた学習支援を行います。

また、子供たちの成長に必要とされる様々な体験活動を提供するため、子ども学習支援事業を中心に、芸術鑑賞や森林体験、農業体験といった体験活動の拡充を図ります。

スポーツ振興については、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室、クラブ活動、各種大会を開催し、観るスポーツ・するスポーツ・支えるスポーツのいずれかに関わるように推進してまいります。

健康とスポーツを結ぶ、ちよだスマイルポイント事業も継続して実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

社会体育施設全般においては、計画的な修繕等により長寿命化を図り、利用者の安全性、及び利便性の向上に努めます。

また、温水プールでは高校生までの使用料を無料にし、切れ目のない子育て支援をしてまいります。

給食センターについては、引き続き安全で安心して食べられる、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供してまいります。

「交通・防犯・防災」分野では、交通安全マナーの向上と事故防止を図るため、園児・児童への交通安全教室、及び高齢者などへの啓発活動を実施してまいります。

また、通学路等における交通安全対策については、カーブミラーの設置や道路標示の新設・補修工事、高校生世代に向け自転車用ヘルメット購入費補助事業を引き続き実施し、交通安全意識の向上、交通事故被害の軽減、及び保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

防犯対策では、防犯パトロールの実施と、主要な通学路に50台の防犯カメラを設置してまいります。

災害対策については、河川の氾濫やゲリラ豪雨、竜巻、大地震など、様々な被害が予想されますので、地域防災力のさらなる強化を図るため、自主防災組織未結成地区へ情報提供などによる結成に向けた支援を引き続き行ってまいります。

また、役場庁舎における非常用電源設備の浸水対策工事を実施し、災害時においても業務継続可能

な体制の整備に取り組みます。

更に、各避難所に配置している備蓄品・資機材等のさらなる充実を図ってまいります。

「環境・保健衛生」分野では、日常生活や経済活動に伴う環境問題について、継続して各種事業に取り組んでいく必要があります。

環境保全については、浄化槽設置整備費補助事業について、引き続き、宅内配管に対しても補助することで、合併浄化槽への転換を促進いたします。

地球温暖化対策では、家庭用太陽光発電システム設置費と蓄電池設置費の補助事業を継続し、太陽光エネルギーの利用を促進します。

また、小中学校以外の公共施設においても使用エネルギーの地産地消の検討を進め、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの利用促進を図ってまいります。

塵芥処理事業では、東西の「ちよだe c oパーク」を有効活用し、より一層のごみの減量化と資源のリサイクルを推進します。

母子保健事業については、新たに低所得の妊婦の初回産科受診料の費用を助成するほか、産後1か月の産婦健康診査費用の助成及び産後ケア事業の利用者負担の減免支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

予防接種事業では、子宮頸がんワクチン接種において、積極的勧奨を差し控えていた期間に接種機会を逃した対象者に対して接種の機会を提供してまいります。

成人保健では、健康寿命の延伸を目指すため、新たに歯周病検診の対象に20歳の方を加え、定期的な歯科健診の機会を通じて歯・口腔の健康の保持・増進を図ってまいります。

「都市基盤」分野では、ふれあいタウンちよだ住宅団地の区域内商業用地において、新規商業施設が開店して1年が経過しましたが、さらなる地域の活性化に向け、引き続き進出企業の誘致活動を行ってまいります。一般住宅向けの分譲地についても、昨年度より拡充となった移住者住宅取得費等補助金の存在を広く周知し、販売にさらなる拍車がかかるよう、また、移住・定住促進の原動力となるよう努めてまいります。

新規工業団地造成事業については、群馬県企業局による千代田第三工業団地の造成工事が完了し、全区画を分譲したことから、工場等の建設及び操業に協力してまいります。

また、次なる工業団地の展開のため、県等と連携を図ってまいります。

また、本町を含むこの地域がより一層の飛躍発展を遂げるため、また、近年の激甚化する大規模災害時における広域的な避難・救助・医療及び緊急輸送ルートを確保し、地域防災力の強化を図るためには、利根川新橋を中心とした広域的な道路交通ネットワークの整備が必要不可欠です。昨年5月に群馬県において整備に着手する方針が決定されたことから、本町としても、今後、県が実施する利根川新橋に関する測量調査などの各種事務事業に対し、全面的に協力してまいります。

都市計画道路赤岩・新福寺線の延伸路線については、本町のまちづくりに欠くことのできない道路

であります。近隣市町を結ぶ東西交通軸として重要な広域幹線道路であることから、早期供用開始に向けて整備を進めてまいります。

また、延伸路線の整備完了後、町の道路整備を切れ目なく進めるため、整備効果の高い路線である都市計画道路呂楽千代田線の測量調査に着手します。

「産業振興」分野では、農業において、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の対策などの課題が生じている中、地域の農地利用を最適化する「農地中間管理事業」や、農業者支援となる、加工用米や重点野菜、東部地域推進品目野菜の出荷者への補助や、農業用機械の購入費の補助など、各種補助制度の活用により、意欲ある地域の担い手の育成・支援に努めてまいります。

そして、農道、及び用排水路の整備については、小規模農村整備事業や用排水路等整備事業により、順次整備・改修を進めてまいります。

「植木の里ちよだ」活性化事業では、植木の里千代田町を広くPRするとともに、生垣奨励補助事業や誕生記念樹事業を継続して実施してまいります。

クビアカツヤカミキリ対策事業では、桜を中心に多種の樹木に被害が発生・拡大していることから、防除対策に取り組みます。

商工業の振興については、経営相談や融資制度の充実及び各種支援制度に関する情報発信のほか、創業による新規参入、新商品や名産品等の開発研究、店舗等リニューアル、キャッシュレス決済導入等の取組みを支援し、地域経済の活性化に努めてまいります。

観光においては、着地型観光創出支援補助事業や観光誘客補助事業により事業者を支援し、本町ならではの観光コンテンツの創出・定着に取り組んでまいります。町の物産PRにも注力し、町民・町内企業に積極的に啓発を行い、地域全体の観光に対する機運の醸成に努めます。

消費者行政については、消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止のための啓発と、万が一被害に遭った場合の被害者支援に努めてまいります。

「行財政・広報広聴」分野では、第8次行財政改革大綱に基づき、町の将来を見据えた持続可能で質の高い行政サービスの提供と、さらなるDX化の推進を目指してまいります。

令和6年度では、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため、機構改革を実施し、民間企業等の人財を積極的に活用し、従来の発想にとらわれない新たな視点で町民満足度の向上や町の発展に向けた取組みを戦略的に進めてまいります。

職員の処遇面では、会計年度任用職員について、新たに勤勉手当を支給するほか、期末手当の支給割合を引き上げることで、常勤職員と同等の支給割合を実現いたします。

町の情報発信については、「広報ちよだ」や町ホームページ、各種SNSや新たに導入を予定している町公式LINEにより、時代に即した行政情報や魅力ある地域情報などの内容を、迅速かつ分かりやすく発信してまいります。加えて、ふるさと応援寄附金事業を通して、「群馬県千代田町」を広くPRしてまいります。

以上、令和6年度一般会計予算に係る提案理由、及び所信の一端を申し上げましたが、地方財政は厳しい状態が続くことが予想されております。取り組むべき行政課題に多額の財源が必要となる中、自治体は知恵を絞って対応していかなければなりません。

そのためには、置かれた状況の中で粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図っていくことが我々の使命であります。そのための予算を編成したものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、次に、特別会計予算について説明申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ12億1,143万9,000円で、前年度に比べ9,861万5,000円、7.5%の減といたしました。

国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村との共同運営になりましたが、地域住民と身近な町では、資格管理や保険税の賦課徴収、保健事業の実施などを担っております。

国保制度の趣旨と保険税の重要性を継続的に啓発することで収納率の向上を目指すとともに、被保険者の健康の保持増進、疾病の早期発見、また糖尿病性腎症の重症化予防を図るため医療機関と連携し受診勧奨や保健指導を実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,145万8,000円で、前年度に比べ2,984万9,000円、18.5%の増といたしました。

令和6年度においても、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施することで、被保険者の状況に応じ健康状態の把握やフレイル予防・糖尿病性腎症重症化予防事業などを行い、被保険者の健康保持の推進と制度の安定化を図ってまいります。

次に、介護保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ10億7,706万2,000円で、前年度に比べ3,634万4,000円、3.5%の増といたしました。

令和6年度は、介護保険事業の根幹となる第9期介護保険事業計画の3年間の初年度であることから、計画値と実績値の推移を注視の上、引き続き適正化事業や介護予防事業を推進し、安定運営を目指してまいります。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

最後に、公営企業会計予算について説明申し上げます。

公共下水道事業会計であります。令和6年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計方式により会計事務を行うこととなります。公営企業会計方式による予算では、主に事業の運営・維持に係る収益的収入及び支出と、管渠整備等の建設改良に係る資本的収入及び支出に分かれております。

令和6年度の予算における収益的収入については、主に使用料収入・他会計補助金等で1億9,408万2,000円を計上し、収益的支出については、主に総係費・維持管理負担金・減価償却費で1億8,717万1,000円を計上しております。

また、資本的収入については、主に企業債・国庫補助金等で1億2,771万7,000円を計上し、資本的支出については、主に管渠整備に係る建設改良費・建設負担金等で2億1,307万1,000円を計上しております。

下水道の整備については、膨大な資金と期間が必要となりますが、事業の早期完了を目指し、厳しい財政事情を考慮しつつ効率的な整備を行ってまいります。

以上、各会計における予算について、ご説明申し上げました。

本町においては、経常的経費や社会保障費が増加している中、将来にわたり持続可能な財政基盤を築き、健全財政を維持することを基本としつつ、町民ニーズに耳を傾けながら、職員一丸となって各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

令和6年度の取組みについて、ご理解をいただきますとともに、本町発展のため、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げまして、提案理由の説明及び所信の一端とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 町長の説明が終わりました。

ここで、お諮りいたします。予算の審査につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして、審査をしていただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和6年度予算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は、令和6年度予算審査特別委員会ということで決定しました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には、8番、森議員、副委員長には、5番、酒巻議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている案件5件は、一括して特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから28日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、28日まで休会といたします。

なお、21日水曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時50分）

令和6年第1回千代田町議会臨時会

議事日程（第2号）

令和6年2月29日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第17号 令和6年度千代田町一般会計予算
議案第18号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第19号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号 令和6年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第21号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	小林正明君
11番	柿沼英己君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
教育長	田島育子君
総務課長	宗川正樹君
企画財政課長	須永洋子君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史君
住民福祉課長	高田充之君
健康子ども課長	久保田新一君

産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	下 山 智 徳 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	森 田 晃 央 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農業委員会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	池 上 大 貴
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回千代田町議会臨時会2日目の会議を開きます。

○議案第17号～議案第21号の委員長報告、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1に挙げられております議案第17号から議案第21号までの案件については、本臨時会1日目の2月20日に予算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、森議員。

[予算審査特別委員長（森 雅哉君）登壇]

○予算審査特別委員長（森 雅哉君） おはようございます。委員長報告を申し上げます。

予算審査報告。

令和6年第1回千代田町議会臨時会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名、議案第17号 令和6年度千代田町一般会計予算、議案第18号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和6年度千代田町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計予算。

2、審査経過、付託年月日、令和6年2月20日。審査年月日、令和6年2月22日・26日。

3、審査結果、議案第17号から議案第21号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（高橋祐二君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、議案第17号 令和6年度千代田町一般会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 令和6年度千代田町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度千代田町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 令和6年度千代田町介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は委員長報告どおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（高橋祐二君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和6年第1回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、今月20日の開会以来、本日までの10日間にわたり、令和6年度一般会計予算をはじめ、ご提案申しあげました全ての案件につきまして、原案どおりご決定を賜り厚く御礼を申し上げます。

ご存じのとおり、先月27日に石橋副町長がご逝去され、今月3日に告別式が執り行われました。当日は多くの皆様にご会葬を賜り、また今臨時会の初日におきましても黙祷をささげていただきまして、ありがとうございました。町を代表いたしまして、感謝と御礼を申し上げます。石橋副町長は、昭和54年、当時の千代田村役場へ奉職され、41年にわたり役場職員として舞木土地区画整理事業やなかさと公園の整備、ふれあいタウンちよだ、ジョイフル本田千代田店の誘致など、本町の発展のためにご活躍いただきました。令和2年からは千代田町の副町長として、私のよきパートナーとして、まちづくりを全力でサポートしてくださいました。改めて石橋副町長へ敬意と感謝を申し上げるとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、令和6年度の予算は、本町歴代最高額の当初予算となるわけではありますが、引き続き千代田町が将来にわたり住みやすく、魅力あふれる町として発展していけるよう、あらゆる施策に総力を挙げて取り組んでまいります。

任期末と年度末を迎え、現在の議員構成、そして我々執行部側も含め、明日がこのメンバーで行う最後の定例会となります。そう考えますと、非常に感慨深い気持ちになりますとともに、あっという間の4年間だったと実感いたします。改めて議員各位、町民の皆様の町政に対するご理解とご協力に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、今後も変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（高橋祐二君） 以上をもちまして令和6年第1回千代田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時09分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年 月 日

千代田町議会議長 高 橋 祐 二

①署名議員 柿 沼 英 己

②署名議員 金 子 浩 二